

令和5年3月八峰町議会定例会会議録（第1日）

令和5年3月2日（木曜日）

議事日程第1号

令和5年3月2日（木曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 選挙第1号 「秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」
- 第5 議案第1号 専決処分事項の報告について
(令和4年度八峰町一般会計補正予算（第11号）)
- 第6 議案第2号 八峰町個人情報保護法施行条例制定について
- 第7 議案第3号 八峰町情報公開・個人情報保護審査会条例制定について
- 第8 議案第4号 八峰町情報公開条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 発議第1号 八峰町議会の個人情報の保護に関する条例制定について
- 第10 議案第5号 八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定
について
- 第11 議案第6号 八峰町の証明事務等の窓口を農業協同組合に設置する条例を廃止
する条例制定について
- 第12 議案第7号 定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部
を改正する条例制定について
- 第13 議案第8号 八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第9号 八峰町営住宅設置条例等の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第10号 八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第11号 八峰町障害者基幹相談支援センター設置条例制定について
- 第17 議案第12号 八峰町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を
改正する条例制定について
- 第18 議案第13号 八峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例制定について

- 第 1 9 議案第 1 4 号 八峰町特定保育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第 2 0 議案第 1 5 号 八峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第 2 1 議案第 1 6 号 八峰町の特定の事務の郵便局における取扱いに関する郵便局の指定の取り消しについて
- 第 2 2 議案第 1 7 号 令和 4 年度八峰町一般会計補正予算（第 1 2 号）
- 第 2 3 議案第 1 8 号 令和 4 年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 2 4 議案第 1 9 号 令和 4 年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 2 5 議案第 2 0 号 令和 4 年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 6 議案第 2 1 号 令和 4 年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 2 7 議案第 2 2 号 令和 4 年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第 5 号）
- 第 2 8 議案第 2 3 号 令和 4 年度八峰町下水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 第 2 9 発議第 2 号 予算特別委員会の設置について審議
- 第 3 0 予算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第 3 1 議案第 2 4 号 令和 5 年度八峰町一般会計予算
- 第 3 2 議案第 2 5 号 令和 5 年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第 3 3 議案第 2 6 号 令和 5 年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算
- 第 3 4 議案第 2 7 号 令和 5 年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 3 5 議案第 2 8 号 令和 5 年度八峰町沢目財産区特別会計予算
- 第 3 6 議案第 2 9 号 令和 5 年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算
- 第 3 7 議案第 3 0 号 令和 5 年度八峰町営診療所特別会計予算
- 第 3 8 議案第 3 1 号 令和 5 年度八峰町簡易水道事業会計予算
- 第 3 9 議案第 3 2 号 令和 5 年度八峰町下水道事業会計予算
- 第 4 0 議案第 3 3 号 八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入について
- 第 4 1 議案第 3 4 号 八峰町教育委員会委員の任命について
- 第 4 2 議案第 3 5 号 八峰町沢目財産区管理委員の選任について
- 第 4 3 議案第 3 6 号 八峰町沢目財産区管理委員の選任について
- 第 4 4 陳情第 1 号 「最低賃金の改善求める意見書」の採択を求める陳情について

第45 陳情第 2号 最低賃金の改善にあたり、「中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情について

第46 陳情第 3号 消費者被害を防止、救済するための特定商取引法の抜本的法改正を求める陳情書について

出席議員（12人）

1番 笠原吉範	2番 伊藤一人	3番 奈良聡子
4番 芦崎達美	5番 水木壽保	6番 菊地 薫
7番 腰山良悦	8番 見上政子	9番 須藤正人
10番 門脇直樹	11番 山本優人	12番 皆川鉄也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	堀内満也	副町長	日沼一之
教育長	川尻茂樹	総務課長兼 新型コロナウイルス 総合対策室長	和平勇人
税務会計課長	成田拓也	企画財政課長	高杉泰治
福祉保健課長	石上義久	教育次長	山本節雄
学校教育課長	山内 章	産業振興課長	山本 望
農林振興課長	浅田善孝	建設課長	石嶋勝比古
農業委員会事務局長	工藤善美	生涯学習課長	今井利宏
あきた白神体験センター所長	菊地俊平	防災まちづくり室長	内山直光

議会事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木 高	議会事務局庶務係長	須藤 佳奈子
--------	-------	-----------	--------

午前10時00分 開 会

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

それでは、これより令和5年3月8日峰町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、8番見上政子さん、9番須藤正人君、10番門脇直樹君の3名を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めていますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。水木議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（水木壽保君） おはようございます。議会運営委員会の委員長の水木でございます。

ご報告いたします。

当委員会では、2月22日、議長立ち会いのもと、議会運営委員会を開催し、2月3日付けで議長から諮問のあった令和5年度3月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から3月17日までの16日間とし、日程等については、皆さんにお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定いたしました。

なお、本議会上程の陳情について、採択となった場合は意見書の提出が必要となることから、議会最終日に意見書の提出の発議を日程に追加することに決定いたしました。

また、一般質問の割り振りにつきましては、明日の締め切り後に議会運営委員会を開催し決定しますので、ご報告いたします。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、本日から3月17日までの16日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月17日までの16日間で決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりですので朗読は省略させていただきます。

堀内町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。

本日、令和5年3月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、誠にありがとうございます。

開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

私は、今回の町長選挙において、町民の皆様のご支持により、初めての町政を担わせていただくことになりました。誠に光栄に存じますとともに、町民の皆様の負託と信頼に大きな責任の重さを感じながら、町民の皆様に満足していただけるような結果を残さなければならないと強く決意しているところであります。

議員の皆様におかれましては、格別のご協力とご指導を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げます。

このたびの定例会は、予算案及び条例等の案件についてご審議をお願いするものでありますが、議案の提出に先立ち、所信の一端を述べさせていただきます。

私たちが生まれ、育ってきた大切なふるさと八峰町は、今、人口減少や少子高齢化がこれまでにない速度で進み、日々の生活に様々な影響を及ぼしております。

八峰町長として、こうした状況に積極果敢に立ち向かい、町の発展と成長への確かな道筋をつけていくことは今を生きる私たちの大きな使命であると捉え、「ふるさと八峰の創生」に果敢にチャレンジしていくことが重要と考えております。

このため、町の基幹産業である農林漁業については、シイタケや生薬栽培の生産拡大に取り組むとともに、漁港を活用したサーモンの養殖事業や磯根資源の育成等の推進に努めてまいります。

また、女性の様々な意見を町政に反映させ、地域や職場で女性が個性と能力を存分に発揮し、活躍できる環境づくりを進めるほか、県や地元商工会等と連携を図りながら、洋上風力発電が地域の活性化や人材の定着に繋がるよう取り組みを進めてまいります。

さらには、コロナ後を見据えた観光振興や高齢者等が住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けることができる社会の実現、活力ある地域コミュニティづくりの支援等を行うとともに、第2次八峰町総合振興計画や第2期八峰町まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な進展を図ってまいります。

八峰町は大変厳しい状況に直面しておりますが、さらなる町政発展のため、あきらめない強い心を持ち、町長としてのリーダーシップと責任を果たしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、提出諸議案の説明に先立ち、12月定例会後の町政及び諸般の動きについて、

その大要をご報告申し上げます。

はじめに、1月5日に役場において開催しました、八峰町交通指導隊出隊式についてであります。

昨年の秋田県飲酒運転追放等競争においては、酒気帯び運転違反件数が1件と、一昨年と比較して1件減少していることや、交通死亡事故が発生しなかったことから、県内25市町村中、昨年の9位から7位へと順位が上昇しております。

しかし、酒気帯び運転がゼロではなかったことから、引き続き、家庭や職場、学校や地域における交通安全思想の普及や啓発など、交通安全活動を幅広く展開し、「飲酒運転の撲滅」や「交通死亡事故ゼロ」の継続に向けた取り組みを強化するとともに、交通事故防止に努めてまいります。

次に、1月8日に開催しました、八峰町消防出初め式についてであります。

出初め式は、例年1月5日に行われておりましたが、消防団員が参加しやすいように、今年は第2日曜日に実施したところであります。

式典に先立ち、秋田銀行八森支店前において、消防団員92名とポンプ車など15台による堂々の分列行進が披露され、その後、八峰町文化ホールにおいて式典を行い、長年にわたって消防活動に尽力された団員の方々の表彰を行うとともに、全員で今年の無火災を誓ったところであります。

今後、消防団や消防署など関係機関と連携しながら、火災予防運動を実施してまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業の進捗状況等についてであります。

町のワクチン接種事業は、峰栄館を会場とした集団接種を昨年5月で終了し、その後は、町営診療所での休日、土曜日接種に切り替えて、現在まで月2回程度の頻度で行ってまいりました。

65歳以上における対象者の1月末現在の接種率は、3回目接種が92.6%、4回目接種が82.1%、5回目接種が46.4%となっております。

また、県では、「コロナ後遺症」の診療を行う医療機関を公表したところでありますが、能代山本地域では11の病院・診療所が受け入れることとしており、町営診療所においても呼吸器症状や精神症状に対し、診療を受け入れることとしております。

コロナ後遺症が疑われる場合は、1人で悩まず、まずは、かかりつけ医や身近な医療機関へ相談するよう周知に努めてまいります。

次に、「コロナ禍における原油価格・物価高騰に関連する3つの給付金」の執行状況等についてであります。

1つ目の「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」事業は、物価・賃金・生活総合対策として、国が電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり5万円を給付する事業であります。

給付率は、2月8日現在で98.4%となっております。

2つ目の県の補助事業により実施した「エネルギー・食料品価格高騰対応緊急助成金」事業は、住民税非課税世帯を対象に、1世帯当たり1万5,000円を給付する事業であります。

給付率は、2月8日現在で98.8%となっております。

3つ目の町の独自事業として実施した「電力・ガス・食料品価格高騰対応特別定額給付金」事業については、このたびの光熱費の価格高騰が非課税世帯のみならず町民全体の生活に影響を与えていることから、県の補助事業の対象とならない世帯に対し、1世帯当たり1万5,000円を給付する事業であります。

給付率は、2月8日現在で97.4%となっております。

いずれの給付金についても、物価高騰の影響に対する生活支援として、できるだけ多くの世帯に対して早期の支給に努めたところであります。

次に、令和5年産米の「生産の目安」についてであります。

県では、県産米の価格と需要を安定させていくため、令和5年産米においても県の「生産の目安」を提示することとし、昨年11月25日に開催された秋田県農業再生協議会臨時総会において、県全体の生産の目安を「38万9,700t」とすることを決定し、公表・通知がされております。

この通知を受け、八峰町農業再生協議会では、町として算定した「生産の目安」を今年1月20日に開催された臨時総会で協議し、町全体の生産数量を昨年と同数の5,598t、面積換算では昨年より1ha多い973haとする目安が決定されました。

協議会では、方針作成者ごとの「生産の目安」を算定し、1月31日付けで各方針作成者へ通知したところであります。

今後は、供給過剰による価格の下落を防ぐため、引き続き、販売計画数量及び事前契約数量の把握に努めるとともに、国や県と連携しながら、加工用米等の非主食用米や大

豆、高収益作物などへの作付転換を推進するための取り組みを進めてまいります。

また、農業再生協議会では、農事班長会議を開催し、町の「生産の目安」の算定方法などを説明するとともに、作付確認野帳等の関係資料を各農家に配布したところであります。

次に、サーモン養殖事業についてであります。

八水株式会社が実施するサーモン試験養殖事業については、昨年の2倍となる1,000尾の養殖を実施するため、新たないけすを作製し、準備を進めてまいりました。

昨年12月27日には稚魚をいけすに投入し、4月下旬から5月中旬の水揚げを目指して、第2回目の養殖試験がスタートしております。

しかしながら、1月20日からの寒波で時化が続き、八水株式会社より、1月27日から30日までの間に約300尾のサーモンが衰弱死したとの報告を受け、この原因は、時化による海面の濁りが続き、それを避ける魚の習性から、逃げ場を探すうちに、網に体をぶつけ衰弱死したものと推測しております。

また、2月13日時点では425尾の衰弱死が報告されており、詳しい原因と対策については、県や八水株式会社等とともに調査分析を行い、今後の対応を検討してまいります。

一方、養殖しているサーモンの名称を地元八森小学校全校児童に募集したところ、64点の応募があり、八水株式会社による審査の結果、3年生の吉田萌々羽さんによる「^{かがやき}輝サーモン」が採用されました。

今後は、このネーミングで出荷され、パッケージや商品シール等に使用されることになり、町としても、この「輝サーモン」が安定的に生産され、全国へ販売できるよう、引き続き支援してまいります。

次に、ジオパークの再認定審査結果についてであります。

昨年の11月に2名の審査員を迎え、八峰白神ジオパークの再認定審査が実施され、12月16日に、日本ジオパーク委員会から「再認定」が決定したとの報告を受けたところであります。

後日発表された審査の総評では、前回認定時の指摘事項について、「解決済み」か「ほぼ解決に向けて着手されている」ほか、運営体制の見直しやジオガイドの会の設立、各種検討委員会の設置など、新たな体制で積極的なジオパーク活動が行われていることが評価されております。

また、これからは、地球科学分野の専門員の不在、海域を含めた領域の拡大、ネット

ワーク活動への積極的な参加、ジオツーリズムの推進などに取り組むことが重要であることも指摘されております。

これまで、ジオパークの推進にあたり、関係者の皆様から多くのご支援、ご協力をいただいたことに対しまして、改めて感謝申し上げますとともに、今後は、指摘された新たな課題の解決を図りながら、教育や防災を含めたジオパーク活動に取り組んでまいります。

次に、今冬の除排雪状況についてであります。

今年は、記録的な大雪に見舞われた昨年と比べると降雪量は少なく、気温も高めで推移してはいましたが、1月24日から25日にかけて「10年に一度」の強い寒波があり、本町でも最低気温が氷点下9.2度を観測したところであります。

また、2月15日までの降雪量は、最も多い日で14cm、累計では171cmとなっており、最大積雪深は24cmと平年並みに推移している状況であります。

今冬の特徴として、日中に気温が上昇し、解けた雪で夜に路面が凍結する状態を繰り返しているため、凍結防止に力を注いでいるほか、暴風雪による吹き溜まりや、ぬかるんだ轍で道路交通に影響を及ぼす恐れがある場合は、道路パトロールを強化するなど、日中においても適切な除雪作業に取り組んでおります。

こうした、きめ細かな除排雪に取り組んだ結果、1月末には除雪費のうち需用費や委託料の執行率が75%を超えたため、予算不足が見込まれたことから、必要経費を追加する補正予算を2月8日に専決処分いたしました。

次に、図書・読書活動についてであります。

昨年12月8日、「図書室の充実に役立てていただきたい」と、八森の金谷信榮様から150万円のご寄附をいただきました。金谷様のご厚意に対し、心から感謝を申し上げます。

また、八峰町の読書活動は盛んで、昨年度1年間に貸し出された図書は2万1,000冊を超えており、人口1人当たりの貸出冊数や蔵書数、購入費用では、県内でもトップレベルにあります。

町としましては、引き続き、図書室の充実を図りながら読書活動を推進し、町民文化の向上に努めてまいります。

次に、八峰町スポーツ文化栄誉賞についてであります。

先月25日、峰栄館において、今年度のスポーツ文化栄誉賞授与式を行ったところであ

ります。

受賞者数は、町長賞が個人4名、教育委員会賞が17名、小中学生奨励賞が7名及び一団体、合わせて28個人、1団体でありました。

受賞された皆様は、たゆまぬ努力と強い意思を貫かれ、八峰町の名前を全国や東北、県内に広く知らしめ、町民の皆様にと誇りと元気を与えてくれた方々であります。正に称賛に値するものであり、心からお祝い申し上げますとともに、今後のさらなるご活躍を期待いたします。

次に、ことぶき大学についてであります。

先月28日に八峰町文化ホールで今年度の閉講式を開催し、修了証書や卒業証書、皆勤賞等を授与いたしました。

また、閉講会式終了後には、大館市にお住いの日本山岳ガイド協会・認定登山ガイドの大川美紀先生をお招きし、記念講演を行い、秋田の山々に関する貴重なお話と、プロジェクターによる美しい映像により、参加された学生の皆様は大変感激された様子でありました。

ことぶき大学では、今後も質の高い学習機会の提供に努め、「心と体の健康づくり」を図ってまいります。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第1号、専決処分の報告については、令和4年度八峰町一般会計補正予算（第11号）について、議会の承認を求めるものであります。

議案第2号、八峰町個人情報保護法施行条例制定については、個人情報保護法の改正により、法の適用範囲が地方公共団体まで拡大されたことに伴い、従前の条例を廃止し、新たに条例制定しようとするものであります。

議案第3号、八峰町情報公開・個人情報保護審査会条例制定については、個人情報保護法の改正内容に準拠するため、従前の条例等を廃止し、新たに条例制定しようとするものであります。

議案第4号、八峰町情報公開条例の一部を改正する条例制定については、個人情報保護法の改正により、用語の改正に対応するため、条例改正しようとするものであります。

議案第5号、八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については、育児休業法の改正により、取得できる職員及び取得回数を緩和するため、条例改正しようとするものであります。

議案第6号、八峰町の証明事務の窓口を農業協同組合に設置する条例を廃止する条例制定については、ワンストップサービスの廃止に伴い、関係条例を廃止しようとするものであります。

議案第7号、定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例等の一部を改正する条例制定については、地方公務員法の改正により、職員の定年年齢が65歳に段階的に引き上げられたことについて、条例改正しようとするものであります。

議案第8号、八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定については、道路法施行令の改正により、道路占用料が見直しされたことに伴い、条例改正しようとするものであります。

議案第9号、八峰町営住宅設置条例等の一部を改正する条例制定については、町営住宅の一部を廃止し、地域活性化住宅に編入するため、条例改正しようとするものであります。

議案第10号、八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、健康保険法施行令の改正により、出産育児一時金の額を改定するため、条例改正しようとするものであります。

議案第11号、八峰町障害者基幹相談支援センター設置条例制定については、障害者基幹相談支援センターについて、町の施設として位置づけるため条例制定しようとするものであります。

議案第12号、八峰町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定については、消防団員の報酬を引き上げるため、条例改正しようとするものであります。

議案第13号、八峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、国基準の改正に準拠するため、条例改正しようとするものであります。

議案第14号、八峰町特定保育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、国基準の改正に準拠するため、条例改正しようとするものであります。

議案第15号、八峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、国基準の改正に準拠するため、条例改正しようとするものであります。

議案第16号、八峰町の特定の事務の郵便局における取扱いに関する郵便局の指定の取り消しについては、ワンストップサービスの廃止に伴い、指定を取り消すことについて、関係法律の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第17号、令和4年度八峰町一般会計補正予算（第12号）は、9,082万1,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を69億9,702万5,000円とするもので、主な歳出は、繰越事業の追加のほか、実績見込みに基づく歳入歳出の補正であります。

議案第18号、令和4年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、8,836万9,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を9億4,875万8,000円とするもので、主な歳出は、保険給付費及び基金積立金の追加などであります。

議案第19号、令和4年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、1,782万7,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を14億3,802万1,000円とするもので、主な歳出は、保険給付費及び基金積立金の追加であります。

議案第20号、令和4年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第2号）は、54万円を減額して、歳入歳出予算の総額を2,294万7,000円とするもので、内容は、収入額の確定に伴う交付金の精算であります。

議案第21号、令和4年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第4号）は、予防接種収入等の増に伴い、一般会計繰入金を減額する歳入の組替補正であります。

議案第22号、令和4年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第5号）は、収益的収入のうち、給水収益の減免分を一般会計補助金で補填する組替補正であります。

議案第23号、令和4年度八峰町下水道事業会計補正予算（第4号）は、収益的収入のうち、使用料収入の減免分を一般会計補助金で補填する組替補正であります。

議案第24号、令和5年度八峰町一般会計予算は、新年度当初予算案であります。

議案第25号、令和5年度八峰町国民健康事業勘定特別会計予算から議案第30号、令和5年度八峰町営診療所特別会計予算までの6議案は、各特別会計当初予算案であります。

議案第31号、令和5年度八峰町簡易水道事業会計予算及び議案第32号、令和5年度八峰町下水道事業会計予算は、各事業会計当初予算案であります。

議案第33号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入については、一般会計からの繰入について、地方財政法の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第34号、八峰町教育員会委員の任命については、教育委員会委員に田村朋子氏を任命することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第35号、八峰町沢目財産区管理委員の選任については、沢目財産区管理委員に田村利満氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第36号、八峰町沢目財産区管理委員の選任については、沢目財産区管理委員に鈴木正志氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

報告第1号及び第2号は、単独事故によりリース車両を全損させたことについて、「八峰町長の専決処分の指定に関する条例」の規定に基づき、損害賠償を行うこと及び損害賠償に要する費用を措置した令和4年度八峰町一般会計補正予算（第10号）の専決処分報告であります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は36議案で、報告は2件であります。

詳細につきましては各議案の提案の際に説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、令和5年度の予算編成方針とその主な施策について申し上げます。

2022年は、新型コロナウイルスの感染拡大から3年目を迎え、オミクロン株による第6波では「まん延防止等重点措置」が適用され、経済活動が制限されましたが、ワクチン接種率向上に伴う新規感染者数の減少を受け、3月には同措置が解除されたところがあります。

以降、第7波、第8波と感染者数の増減を繰り返しながらも、「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」などの行動制限を設けることなく、感染症対策と社会経済活動を共存する「ウィズコロナ」の状態化が続いております。

こうした中、日本経済は、「全国旅行支援」などの施策もあり、全体としては穏やかな持ち直しの動きが続いたものの、実質GDP成長率では、四半期ごとに前期比プラスとマイナスを行き来する動きを繰り返しており、安定成長軌道には至っておらず、世界的な半導体等部品供給不足をはじめ、ウクライナ情勢の長期化に伴う燃料や光熱費、食料品等の物価高騰という重要課題は、新型コロナウイルス同様、抜本的な解決の見通しが立たないまま、2023年に持ち越されております。

一方、県内経済は、3年ぶりに「竿燈まつり」や「大曲花火大会」等の大型イベントが開催されたほか、9月の「あきた芸術劇場ミルハス」のグランドオープンや、10月には新たなブランド米「サキホコレ」が市場デビューするなど明るい話題もあり、生産や個人消費を中心に、一部に弱さを残しながらも全体としては穏やかな持ち直しの動きが続いております。

このような社会情勢の中で、国の令和5年度の予算編成は、「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、「新しい資本主義」の実現に向けた重点投資として、質の高い教育などを目指す「人への投資と分配」、脱炭素に向けた「グリーントランスフォーメーション（GX）」、デジタル社会を目指す「デジタルトランスフォーメーション（DX）」など、官民が協働で重点的・計画的な投資と改革を行い、課題解決と経済成長を同時に実現することを目指しております。

また、地方財政については、「地域のデジタル化推進」、「地域の脱炭素化の推進」、「自治体の施設の光熱費高騰への対応」の3つを課題として掲げております。

地方交付税については、「新経済・財政再生計画」等を踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和4年度の水準を出口ベースで1,500億円、率にして0.2%増の引き上げを要求するとされております。

八峰町の令和5年度当初予算編成に当たっては、合併以降、施設の統廃合や事務事業の見直し、定員管理などの行財政改革に取り組んできたものの、今後の財政運営については、主たる歳入である普通交付税は厳しい局面が続くことが予想されることから、現在の行政サービス水準の提供が相当困難になると想定され、事務事業の取捨選択をこれまで以上に求められている状況にあることを念頭に置き、編成作業に当たることといたしました。

このため、令和3年3月に策定した「第2次八峰町総合振興計画」後期基本計画に基づき、町の将来像「白神の自然と人とで創るやすらぎのまち」実現のための通年予算を編成したところであります。

中でも、町が令和2年3月に策定した「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく施策については、人口減少の急速な進行を抑制するとともに、若い大人の方々を増やしていくため、引き続き、産業振興や定住・移住対策、少子化対策に向けた取り組みを推進する予算編成としております。

令和5年度一般会計予算については、旧八森小学校解体事業と旧源泉施設の解体撤去等を盛り込んだほか、「町道白神ニッ森線」の災害復旧事業を当初予算に計上したことなどから、総額は前年度より2億1,000万円多い64億5,200万円となっております。

なお、歳入に不足が生じ、やむを得ず財政調整基金から5億円を繰り入れております。それでは、項目ごとに主要施策についてご説明いたします。

岩館地区防災コミュニティセンター建設事業については、令和4年度において予算計

上し、全額を繰越明許費として建設工事に着手する計画としておりましたが、急激な円安を背景に、建設資材、とりわけ木材価格が大幅に上昇しており、起債申請時の事業費を大きく上回る見込みとなっております。

このため、より有利な財源を検討した結果、建設工事は一括発注としますが、コミュニティセンターに併設する第15分団の機械器具置場部分の工事費を令和5年度予算に分割計上することとしております。

なお、工事契約につきましては、予算成立後、速やかに着手し、後日、契約議案を臨時議会に提案させていただく予定としておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、かねてから要望のありました峰浜水沢三ツ森地区にコミュニティセンターを建設し、三ツ森町内会のコミュニティ活動を促進いたします。

次に、定住・移住関連事業については、「定住促進用空き家改修事業」を実施するほか、国の地方創生推進交付金事業により「移住支援金事業」を県と県内全市町村の共同事業として実施いたします。

また、地域おこし協力隊の活動費を計上し、若者等の定住及び地域の活性化を促進いたします。

地域公共交通対策については、「バス乗車券類購入支援事業」を実施し、バス利用者の負担軽減を図るほか、交通弱者にとって真に必要な地域公共交通については、「町内巡回バス及びデマンド型乗合有償運送事業」を実施いたします。

また、少子化対策については、独身の男女が勤務している企業や官公署等が協力した「出会い応援事業」を白神八峰商工会と連携しながら実施してまいります。

次に、福祉保健関係について申し上げます。

成年後見支援センターについては、認知症や知的障がい、精神の障がいがあっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、そしてまた、より多くの皆様に認識していただけるよう、権利擁護事業の強化に努めてまいります。

高齢者福祉については、高齢者の皆様が生きがいを持ち健康で安心して暮らせるよう、「外出や食の自立を支援する事業」、「高齢者の生きがいと健康づくりを推進する事業」等を実施いたします。

また、いわゆる共助の実践の場となる、住民主体での軽い運動やゲーム等により楽しく充実した時間を過ごしていただく、自主的な通いの場づくり「通所型サービスB事業」は、町内全ての地域での実施を目指しております。

障がい者福祉については、障がい者の自立支援に努めるとともに、障がい者が必要とするサービス提供体制の整備を図ってまいります。

また、障がい者本人や保護者等が将来に対する不安解消に向けた支援への取り組みとして、地域生活支援拠点事業所「はっぼう」を、より多くの皆様から認識していただけるよう普及啓発に努めるとともに、事業所との相互連携を強化し、障がい者が安心して暮らせるよう、地域全体で支える活動を推進してまいります。

福祉医療費については、対象となられる方々への適切なサービスを継続するほか、子育て世帯については、高校生までの医療費の無料化や小・中学校への入学時に「育児助成金」を支給するなど、切れ目のない支援により、保護者の経済的な負担軽減を図ってまいります。

健康増進対策については、集団健診を秋田県総合保健事業団へ委託して実施するほか、町民の皆様の健康増進を図るため、健康教室や健康相談、訪問指導等の保健事業を実施してまいります。

併せて、各種がん検診等については、受診者の負担軽減を図るため、節目年齢の方に対する無料クーポンの交付のほか、脳血管疾患の早期発見等を目的に行う、脳ドックの検診費用なども助成してまいります。

予防接種事業については、任意予防接種事業として、乳幼児のおたふくかぜワクチンや妊婦、ゼロ歳から18歳まで及び65歳以上を対象とした季節性インフルエンザワクチンの接種費用に対する助成を行ってまいります。

また、新型コロナウイルスワクチンの接種事業については、国からの最新情報を町民の皆様に適宜提供しながら、交通弱者等への対応を含め、きめ細かに配慮し、接種率の向上に努めるよう、事業を進めてまいります。

母子保健対策については、妊娠・出産・子育ての相談を一元化するために設置した「子育て世代包括支援センター」をより身近に感じていただけるよう、乳幼児を対象とした子育て支援や母子の健康保持・増進を積極的に支援してまいります。

不妊に悩む夫婦の精神的・経済的な負担を軽減するため、一般・特定不妊治療や不育症治療への助成を継続するとともに、赤ちゃん誕生祝い金を一律10万円支給するなど、子育て世代の生活環境の安定に向け、切れ目のない支援を行ってまいります。

自殺予防対策については、生活とこころの無料相談会の開催や地域で自殺予防の活動をしている「陽だまりの会」をはじめ、ふれあいネットワーク会議など福祉関係団体と

連携しながら、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、予防活動を展開してまいります。

次に、農林関係について申し上げます。

生産振興・経営安定対策については、農業者の高齢化や担い手不足が加速する中で、人材の確保や組織体制の強化等を支援する国の「集落営農活性化プロジェクト促進事業」を活用し、効率的な生産体制の確立に繋がる取り組みを支援いたします。

また、米依存農業からの脱却を目指し、複合型生産構造への取り組みを支援する県の「夢ある園芸産地創造事業」や、町の「中心経営体育成支援事業」により、認定農業者等が経営規模の拡大や複合経営に取り組むため、農地を集積し、併せて生産の効率化を図るために必要な機械・施設の導入を支援してまいります。

担い手の育成・支援については、国の「農業次世代人材投資事業」等により、多様な担い手の育成等後継者確保対策に取り組み、若い就農者の確保と地域農業への定着に努めてまいります。

また、令和4年度まで県が実施した「半農半X等人材確保事業」を、令和5年度からは町で取り組むこととし、農林漁業の人材確保と本町への移住・定住の推進に繋げてまいります。

生薬栽培事業については、現在出荷している「カミツレ」について、生産組合主導での生産体制を進め、「キキョウ」についても、調製作業場の整備が完了したことから、カミツレと同様に生産組合主導の体制を構築し、生産者及び栽培面積の拡大に繋がる取り組みを実施してまいります。

また、2品目以外に取り組んでいる生薬については、購入に前向きな企業との交渉を継続して、販路拡大を図ってまいります。

農業農村整備事業については、「農地中間管理機構関連ほ場整備事業」を活用し進めている「田中野田地区」において、令和5年産収穫後の秋頃から面整備工事に入る予定であります。

また、調査3年目の「沼田田中地区」では、令和6年度の事業採択に向け実施計画の策定を行うほか、ほ場整備事業と併せ実施する「かんがい排水事業」においても基本設計に着手することとしております。

林業振興については、森林整備を効率的に進めるため、森林環境譲与税を活用し、令和5年度から3カ年で森林境界の明確化と資源解析データを作成するための航空レーザ

測量等を実施し、森林所有者への整備方針の意向確認調査の迅速化を図ってまいります。

また、松くい虫やナラ枯れの防除対策については、国や県の補助事業を活用しながら取り組むとともに、町単独事業で住宅付近で緊急性の高い箇所等について対処してまいります。

次に、産業振興関係について申し上げます。

町内の経済及び雇用情勢は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響から、いまだ厳しい状況下であり、より一層の就業支援とスキルアップを図るため、「雇用創出活動支援事業」や「資格取得支援事業」等を実施してまいります。

水産業の振興については、磯根資源の再生を図るため、岩盤清掃を用いてギバサ藻場の再生を目指す「藻場再生調査業務」に取り組むほか、資源が減少しているアワビについて、原因の究明と効果的な資源管理方法の確立を目的に「アワビ資源対策調査業務」を行うこととしております。

また、漁業者の所得の向上や漁師の担い手を確保するため、昨年12月に締結した「サーモン養殖事業に関する四者協定書」に基づき、養殖事業の本格実施に向け支援してまいります。

さらに、秋田県漁業協同組合に対し、「漁業経営安定資金」の短期貸付けを行うとともに、漁業共済掛金の一部を助成し、漁業経営を支援してまいります。

八森漁港及び岩館漁港における「水産物供給基盤機能保全事業」については、産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化を図るため、漁業関係者と調整を図りながら進めてまいります。

また、漁獲可能な資源の維持と漁場機能回復を図るため、「海底耕耘」に取り組んでまいります。

人材確保対策業務については、町内事業所において広く人材の確保を図るため、町内の求人情報を全国的なサイトと連携してまいります。

また、ハタハタやシイタケ、梨等の地域資源を活用した商品開発や新分野への参入に必要な設備等に対する補助金により、町内事業者に対し支援してまいります。

観光振興については、白神山地が世界自然遺産に登録されてから今年で30年の節目となることから、関係団体と連携した記念イベント等の実施を検討してまいります。

ハタハタ館及び御所の台ふれあいパーク、ポンポコ山公園については、本町の観光振興に大きく寄与していることから、指定管理者と連携を図りながら、引き続き、施設、

設備等の充実・維持管理に努めてまいります。

特に、ハタハタ館については、建設から30年近くが経過し老朽化していることから、非常用発電機の更新及び防火シャッターの改修工事を実施するほか、ポンポコ山公園パークセンターについては、施設の長寿命化を図るため、屋根及び外壁の塗装工事を実施いたします。

なお、「御所の台エリア再構築構想」については、関係団体と連携しながら、「道の駅はちもり」の移転も含め、町全体の観光や商工業の振興に繋がるような構想となるよう検討を進めてまいります。

次に、建設関係について申し上げます。

道路事業については、町道の安全対策として「町道水沢ダム線」の防護柵設置や「町道石川南二号線」の道路改良を行うほか、前年度からの継続事業となる「町道滝の間繋線」の法面保護工事などを進めてまいります。

除雪事業については、除雪車輛の更新計画に基づき、最も古い9 t級ドーザー1台を更新し、除雪体制の充実を図るとともに、委託業者と連携を強化し、気象状況に応じた適切な除排雪に取り組んでまいります。

また、住宅リフォーム支援として定着した「八峰町住まいづくり応援事業」については、新年度も継続し、町民が快適で安全・安心な居住空間を確保できるように取り組んでまいります。

次に、消防防災関係について申し上げます。

空き家対策関連事業については、空き家対策協議会と具体的な施策を協議して、「空き家等対策計画」に基づき適正な空き家管理を進めていくほか、危険な空き家等の放置を避けるため、「八峰町安全安心なまちづくり推進事業」に取り組んでまいります。

防災・減災対策については、現在使用しているアナログ方式移動系無線の周波数使用期限が終了することから、新しくデジタル方式系移動無線への切り替えを行い、消防・捜索の活動や災害発生時等の伝達対応に利用するなど、迅速な情報伝達に努めてまいります。

次に、学校教育関係について申し上げます。

幼保連携型認定こども園については、職員の確保・育成を図り、幼児保育の充実に努め、保育料については、3歳以上の園児については全額を、3歳未満については半額を免除するほか、副食費の助成についても継続してまいります。

特別支援教育については、発達障害等自立困難な子どもたち一人一人が生活及び学習し、その持てる力を高めて、自立するために必要な指導や支援を行うため、「特別支援教育支援員」を継続して配置してまいります。

また、町の奨学金償還者が町内に住んで就労する場合に、返還金が全額免除となる助成制度を継続してまいります。

給食センターについては、施設の経年劣化に伴い、屋根の全面塗装を行うほか、加熱調理機器を更新し、安心・安全な給食の提供に努めてまいります。

次に、災害復旧関係について申し上げます。

公共土木施設の災害復旧については、昨年8月の豪雨により被災した「町道白神二ッ森線」が路肩決壊により全面通行止めとなっていることから、引き続き、早期復旧に向けて事業を加速してまいります。

続いて、各特別会計の概要について申し上げます。

「八峰町国民健康保険事業勘定特別会計」については、被保険者数の減少から年々国税収が減少している一方、1人当たり給付費が増加していることから、引き続き、被保険者の健康の保持・増進のため、病気の重症化予防や健診の受診率向上に努めてまいります。

「八峰町介護保険事業勘定特別会計」については、令和3年度から令和5年度までとした「老人福祉計画・第8期介護保険事業計画」に基づき、介護保険事業を円滑に実施するほか、介護予防と健康づくりの一体的実施や認知症高齢者の支援の推進、地域包括ケアシステムの推進に向け、取り組んでまいります。

「八峰町後期高齢者医療特別会計」については、被保険者から納付された保険料を秋田県後期高齢者医療広域連合に納付するためのもので、広域連合と連携しながら適切に処理してまいります。

「八峰町沢目財産区特別会計」については、ゴルフ場用地、工場用地、資材置き場用地のほか、風力発電関連用地の貸付を行うこととしております。

また、平成30年度「森林環境保全直接支援事業」により植栽を実施した水沢山二番については、下刈りを継続して行うほか、森林農地整備センターと白神森林組合と財産区の三者契約している水沢山十番一の立木については、売払いを行うこととしております。

「八峰町合併処理浄化槽事業特別会計」については、下水道整備区域外の地域において、補助制度を活用した個人設置型の浄化槽整備を促してまいります。

また、町が管理する市町村設置型の合併処理浄化槽は、個々の施設で法定検査を実施するほか、浄化槽を保守点検する中で清掃や汚泥処理などを行い、適切な維持管理に努めてまいります。

「八峰町営診療所特別会計」については、町営内科診療所において、引き続き、週4日間、常勤の医師が診療に当たるとともに、歯科診療所については、週5日間の診療といたします。

町営診療所での内科歯科の医療体制の充実により、町民の皆様の健康維持・確保に繋げてまいります。

次に、各企業会計の概要について申し上げます。

「八峰町簡易水道事業会計」については、中長期的な視点に立った計画的・効率的な水道施設の整備・更新や維持管理・運営により持続可能な経営を実現するため、「水道施設台帳」の整備と「アセットマネジメント（資産管理）」の計画を行い、「水道事業ビジョン」の策定を継続いたします。

施設改良については、各浄水場の監視システムが老朽化していることから、八森・観海・岩館、各浄水場のシステム改修に向けて、簡易水道中央監視装置の更新を行ってまいります。

また、八森地区の老朽管や田中橋及び欄干橋に添架されている水道管の更新を行うとともに、「浄水場施設更新計画」に基づき、八森浄水場の設備更新などを実施してまいります。

今後も、住民生活に不可欠な水道水を安全かつ安定的に供給するため、水質管理と施設の維持管理に努めてまいります。

「八峰町下水道事業会計」については、耐用年数を迎えるマンホールポンプ設備の故障が増加していることから、ストックマネジメントにより計画的な設備更新を進めることとしており、公共下水道施設において不具合が生じている椿・畑谷・沼田の各マンホールポンプ設備を更新いたします。

また、各処理場のメンテナンス計画に基づき、八森浄化センター及び沢目浄化センターの水処理設備点検整備を行うほか、漁業集落排水処理施設の機器更新を実施いたします。

以上、主要施策とその概要について申し上げますが、予算執行に当たっては、厳しい財政事情を踏まえ、効果的かつ効率的な事務事業の推進を念頭に、町民の生活基盤や

福祉の向上、地場産業の振興、町の経済や雇用の活性化などを促進してまいりたいと考えております。

議員の皆様や町民の皆様からの特段のご協力をお願い申し上げ、令和5年度予算編成方針の説明といたします。

私からは以上であります。

(「議長、休憩をお願いします」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 休憩いたします。

午前10時57分 休憩

.....
午前10時57分 再開

○議長(皆川鉄也君) 再開いたします。

堀内町長。

○町長(堀内満也君) 先ほど行政報告の中において、議案第17号、令和4年度八峰町一般会計補正予算についてでございますけども、「9,082万1,000円を追加して」と申し上げましたが、「減額」の誤りでした。訂正いたします。申し訳ございませんでした。

以上です。

○議長(皆川鉄也君) 休憩いたします。11時5分より再開いたします。

午前10時58分 休憩

.....
午前11時05分 再開

○議長(皆川鉄也君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第4、選挙第1号、「秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を議題とします。

説明させます。佐々木議会事務局長。

○議会事務局長(佐々木高君) ご説明させていただきます。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員については、当該市町村の長又は議員のうちから1人を、地方自治法第118条の例により、投票又は指名推選により選出することとなっております。

森田前町長が逝去されたことにより、現在欠員となっておりますので、本日ご提案するものであります。

よろしく申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法は、当職より指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、指名の方法については、当職より指名することに決定しました。

お諮りします。秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員については、堀内町長を指名し、当選人としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員には、堀内町長がその当選人となることに決定しました。

日程第5、議案第1号、専決処分事項の報告についてを議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 議案第1号、専決処分事項の報告についてをご説明いたします。

議案第1号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度八峰町一般会計補正予算（第11号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀内満也

次のページをお開き願います。

専決処分書でございます。

令和4年度八峰町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,820万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億8,784万6,000円とするものでございます。

このたびの専決処分の補正予算は、除雪費の追加補正でございます。

昨年12月中旬以降、1月末までの稼働状況による除雪オペレーター業務委託料の執行状況は73.6%となっており、2月初旬の降雪により、2月6日時点で同委託料の執行状況が95%に達する見込みでありますことから、今後の除排雪業務状況を勘案し、2月8日付けで専決処分したものでございます。

歳入歳出の補正理由について、事項別明細書6ページ以降をご覧くださいながら、歳入歳出の順にご説明いたします。

6・7ページをお開き願います。

歳入の19款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出補正全体の調整のため、財政調整基金繰入金1,820万円の追加補正でございます。

続きまして歳出をご説明いたします。

8・9ページをお願いいたします。

8款土木費2項道路橋梁費4目除雪費の1,820万円の追加補正でございます。内訳としまして、3節職員手当等につきましては、職員の時間外勤務手当10万円の追加補正でございます。10節需用費の消耗品では、凍結抑制剤の購入費として450万円を、燃料費は、除雪車両の軽油代として50万円を、修繕料は、除雪車両の出動回数の増加により修繕が嵩むことが予想されることから210万円を追加し、合わせて需用費710万円の追加補正でございます。12節委託料につきましては、除排雪車両の借り上げを含めた除雪オペレーター等への除排雪業務委託料1,100万円の追加補正でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただき、何とぞご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

日程第6、議案第2号、八峰町個人情報保護法施行条例制定についてを議題とします。
当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） 議案第2号についてご説明いたします。

議案第2号、八峰町個人情報保護法施行条例制定について。

八峰町個人情報保護法施行条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものでございます。

次のページは、条例案の本文でございます。

令和3年5月に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律に基づき、個人情報の保護に関する法律、個人情報保護法が改正され、個人情報の定義や匿名加工情報の取り扱いの明確化等、全国的な共通ルールを法律で規定し、独立行政法人を含む、国の機関及び地方自治体まで所管を個人情報保護委員会に一元化されることとなりました。法律が個人情報保護の共通ルールとなったことにより、現行条例の全部について見直しが必要となったため、これを廃止し、新たに条例制定するものでございます。

なお、条例の施行日は、法律の施行日と同日とするよう定められており、令和4年4月1日に遡及して施行されることとなりますが、法律の改正に伴う個人情報の取り扱いルールに抜本的な変更はありませんので、影響はございません。

説明は以上でございます。何とぞご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。
8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 伺います。

決定、開示決定を受けてない保有個人情報に係る訂正請求等ってありますけれども、4条、第4条に。この訂正するにも何も、この個人の情報っていうのは、何が個人の情報に入っていて、それを訂正するというにも訂正のしようがないんじゃないかと思うん

ですけれども、情報っていうのは何が個人情報あるんですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

個人情報とは、氏名、生年月日、住所など、個人に属する情報を全て個人情報と言っております。

この4条の規定に関しては、自分の情報を使われているというふうに判断される場合に、その情報が間違っているのではないかという場合は訂正を請求できるという意味になっておりまして、例えば自分の名前の書いたものが届いたけれども字が違うとか、こういった場合、個人情報の訂正を求めるということになりまして、これはいわゆる開示請求とは違った形でも自分の情報は訂正できますよという規定でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 個人の名前、生年月日、それは個人情報とは言わないでしょう。あれはもう開示されてるし、選挙人名簿だってちゃんと見れるんだから、それは個人情報じゃなくて、もっともつとつとっばいろいろんなその個人情報が含まれているんでしょう。生年月日の訂正とか名前の訂正とか、そういうものではないと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） ただいまの質問にお答えいたします。

氏名、生年月日、住所等についても個人情報でございます。

見上議員のご指摘については、例えばそのことについて、家族だとか自分の例えば婚姻に関することや所得に関すること、こういったことも当然個人情報には含まれますけれども、こういったものについては行政目的、特定の行政目的で使われることになっており、そのほかに関しては、たとえ行政間であっても本人の承諾がなければ個人情報としては使用できないということになっておりますので、この場合、そのようにして承諾なく使われた個人情報ではなく、一般的に開示されてる情報であって、いわゆるその個人から、私の情報はどうなってますかというような開示請求しなくても、こういったものに明らかに自分で間違ってるのではないかというふうに思われるものは、自ら訂正ができる。開示請求によらなくてもいいですよというような規定でございますので、そ

ういったものを含めてのお話でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 個人情報、例えば介護保険とか国保とか、それから税の状況がどうなってるのかとか、そういうふうなことではないかと思うんですけども、それに対して全町民にこういうことで開示された場合は資料提供してもいいですかという、そういうふうな了解っていうのは得られるような仕組みになってるんですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） 個人の情報が町民一般に広く公開されているというようなことはございません。いわゆる住民基本台帳の閲覧ですとかそういったもので、例えば選挙人名簿含めて見ることができるじゃないかというのは、その関係者がその目的の範囲内で、その選挙であれば公職選挙法の規定に基づいて、選挙人という形で関係者が見ることができるという規定になっていて、これみだりに公開しているわけではございませんので、そういった意味では、個人情報については個人のために使われているものでありまして、全体に公開されているというようなことではございませんので、逆に申し上げますと、今ご質問にありましたような町民全体がこうあまねく町民の情報を見て、これは間違ってるんじゃないかとかそういうような指摘をされるようなことは、想定もされておられませんし、そのような状況ではないと思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 反対討論をします。

9月1日に執行されたデジタル関連法は、行政機関など保有する個人情報が企業の儲けの対象になるように利活するよう、そういう仕組みになっております。自治体独自の条例がリセットされて、なお一層、国のシステムに組みされてきます。デジタル庁は、職員600人のうち200人が民間人材で兼務できるということになっております。五輪向けのアプリが守られなくて、今問題になってますけれども、地方自治体の福祉が守られるかどうかという危惧がされますので、私は反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第3号、八峰町情報公開・個人情報保護審査会条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） 議案第3号についてご説明いたします。

議案第3号、八峰町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について。

八峰町情報公開・個人情報保護審査会条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、八峰町情報公開・個人情報保護審査会の設置、組織等について定めるため、条例制定しようとするものでございます。

次ページ以降は、条例案の本文でございます。

情報公開審査会は、町政に関する情報開示請求に対して、当該情報の一部開示又は不開示を決定し、当該情報開示請求書を行った者から審査請求があった場合に、町の諮問に応じて当該町の決定の正当性を審査するため設置される機関で、現在、情報公開条例で規定されています。

また、個人情報保護審査会は、町が保有する個人情報に関する情報開示請求に対して、当該情報の一部開示又は不開示を決定し、当該情報開示請求書を行った者から審査請求があった場合に、町の諮問に応じて当該町の決定の正当性を審査するために設置される機関で、現在、個人情報保護条例で規定されています。

両審議会は、役割や運用が非常に似通っており、近隣市町では既に両審査会を統合しております。このたび、個人情報保護法施行条例が新規制定されることに伴い、現行条

例の用語や字句について条例に準拠した見直しが必要となったことから、これを契機に両審査会を統合して運用するため、新たに条例制定しようとするものでございます。

なお、条例の施行日は、法律の施行日と同時とするよう定められており、令和4年4月1日に遡及して施行されることとなりますが、従前の個人情報保護審査会及び情報公開審査会の運営方法と抜本的な変更はありませんので、影響はございません。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、何とぞご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） この審査会を設けるということですが、この審査会5人のメンバーは、どのような立場の人たちかで選ばれるかは載ってませんが、この審査会のメンバーっていうのをやはりかなり重要視しなければならないと思うんです。で、例えば弁護士を入れるとか、それからそういう行政機関の専門、漏洩できないような、そういう厳しい審査会が必要だと思うんですけれども、どういうメンバーで考えて、だと思われませんか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、この審査会につきましては、開示請求について審査をするということについて決定が妥当であったか、この情報の開示が良かったのか、悪かったのかということについて審査決定をする場所でございますので、当然この個人情報や情報公開に対して高い見識を持った方が委員になっていただく必要があると考えております。例示にもございましたが、例えば弁護士であるとか、こういった行政学や情報公開等、個人の権利にお詳しい学者であるとか、こういった方々も委員に入っていただくような構成にすべきだろうと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 人員も限られてると思うんですけれども、是非町外の、能代市、秋田市でも構いませんので、専門の知識を持った弁護士を必ず入れるっていうことを約束してもらいたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

実際、そういった弁護士の方もしくは高い見識をお持ちの学者の方ということになりますと、県内から広く招集しませんと、そういった委員の方、適任者の方、見つからないと思って考えておりますので、是非そのようにさせていただきたいと思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑なしと認めます。

質疑ないようですので、これより討論を行います。討論ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 反対討論をします。

先ほどの法律と同じようにですね、第8条に、提出資料の写しの送付などというところに、デジタル電子計算機による情報処理の用に供されるものをいうということとか、それから、審査会は閲覧によってその審査会が必要ない時は認めるとか、これはデジタル化に伴う民間の方が審査会に入ったとすれば、今まで漏洩がもうかなり今問題になってますので、これが、情報が漏れるという、この電子計算機による、ああ、処理による情報が流れるということが心配されますので、反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第4号、八峰町情報公開条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） 議案第4号についてご説

明いたします。

議案第4号、八峰町情報公開条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町情報公開条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀内 満也

提案理由は、八峰町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定により、条例改正しようとするものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

個人情報保護法施行条例が新規制定されることに伴い、現行条例の用語や字句について条例に準拠した見直しが必要になったことに伴う改正内容となっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、何とぞご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） この説明のところで一貫して言われてるのは、「町の機関」を「実施機関」に改めるということが全部のところ載ってますけれども、町の機関は町の機関で分かります。実施機関っていうのはどういうことでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） ただいまのご質問にお答えいたします。

従前の規定、「町の機関」とは、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会及び、ああ、違うな、町長ですね、町長部局と、それから議会という定義でございました。「実施機関」、これ改められた場合に、水道事業や下水道事業の権限を行う町長、企業管理者ですね、も含まれるというふうになっておりまして、逆に議会が除かれ、並びに財産区ということで財産区が含まれているというふうになりまして、いわゆる町長が町長として行うもの以外も含むということから、「町の機関」ではなく「実施機関」という言葉に改められたものでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第9、発議第1号、八峰町議会の個人情報保護に関する条例制定についてを議題とします。

事務局長に説明させます。佐々木事務局長。

○議会事務局長（佐々木高君） 発議第1号について説明させていただきます。

発議第1号

令和5年3月2日

八峰町議会議長 皆川鉄也様

提出者	八峰町議会議員	水木壽保
賛成者	同上	見上政子
〃	〃	奈良聡子
〃	〃	芦崎達美
〃	〃	須藤正人

八峰町議会の個人情報保護に関する条例制定について

八峰町議会の個人情報保護に関する条例を別紙のように制定する。

提案理由ですが、個人情報保護制度の見直しに伴い、法の規制対象外となった議会の個人情報について、町当局との間で取扱いに差が生じないように条例制定するものでございます。

次のページ以降、制定条例です。

八峰町議会の個人情報保護に関する条例ですが、制定分の朗読は省略させていただき、別添の資料で要旨を説明させていただきます。

制定の理由ですけれども、これまで議会の所有する個人情報の取り扱いについては、

先ほどの八峰町個人情報保護法施行条例の制定の際、附則で廃止となった前の八峰町個人情報保護条例の中で、先ほど総務課長も説明しましたが、町の機関に含まれておりました。そのため、個別に制定する必要はありませんでしたが、改正後の新個人情報保護法では、町の機関から除かれることになりました。これにつきましては、地方公共団体の議会については、国会や裁判所同様、基本的にその機関から除外となるためです。しかしながら、この個人情報保護条例、議会の個人情報の保護条例を設けなかった場合に議会で保有する個人情報が保護されないこととなりますとともに、町当局との間で個人情報の取り扱いに差が生じることとなるため、条例制定しようとするものです。

規定の内容ですが、この条例は、町の条例同様、町の個人情報を保護するためのものですが、議会の個人情報を取り扱うのは、あくまでも私ども議会事務局の職員ですので、私たちが守らなければならないルールを制定するものでございます。

第3章に個人情報ファイルとありますが、保有する個人情報ファイルの公表の規定がそこに盛り込まれておりますが、対象が1,000件以上の個人情報であるため、現在、議会事務局が保有する情報は、公表には該当はいたしません。また、その他、現在議会が保有している個人情報としては、傍聴人の受付票、遺族年金を含む議員年金の受給者リスト、あと、皆様に提出していただいております議員となる前の履歴等がそれに含まれます。

30条に開示等が規定されておりますが、自分以外の情報は開示の請求、まあ訂正もできませんので、手数料の支払いの対象となるのは、まあ現在傍聴人の受付票に載っている方とか、年金を受給されている方、あと、議員の皆様ご本人ということになります。

第5章で罰則が規定されておりますが、この罰則については、私どもが違反した際の罰則となります。当然、退職後も規定されます。

なお、条例で罰則を設ける場合ですけれども、町の方の場合は法律違反ということによって法律で罰せられることとなりますけれども、議会の個人情報が法の対象外ですので、この罰則規定を設ける場合は検察庁との協議が必要となっており、協議は全て終了しております。私ども職員がこの条例に違反して公表した場合、この罰則によって罰せられるということになります。

最後になりますが、附則ですが、この条例については、令和5年4月1日から施行ということになっております。

よろしく申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） これより質疑を省略し、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより発議第1号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第5号、八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長(和平勇人君) 議案第5号についてご説明いたします。

議案第5号、八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由は、地方公務員法の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行を鑑み、条例改正しようとするものでございます。

次ページ以降は、条例の改正文でございます。

令和3年10月に育児休業法等の一部を改正する法律が施行されましたが、この改正は、令和4年10月1日付けで国家公務員に適用されており、職員の利得性がある規定であることから、地方公務員法第24条第4項の均衡の原則に基づき、令和4年10月1日まで遡及して適用されることとなります。

なお、遡及適用であることから、この改正の影響を受ける職員を条例改正作業と並行して調査いたしました。対象者は2名で、1名は育児休業を取得済み、1名は取得予定がないため影響はありませんでした。

それでは、詳細な内容につきまして、別に提出しております議案第5号説明資料を用いてご説明いたします。

この資料は、このたびの法律改正に伴い、関係する町条例及び規則への影響について記載しておりますが、ここでの説明は条例改正に関するものに限らせていただきます。

このたびの条例改正の主な改正点は、3点ございます。

1点目は、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和。

2点目は、非常勤職員の子の1歳以降の育児休業の取得の柔軟化。

3点目は、育児休業の取得回数制限の緩和等でございます。

1点目と2点目は会計年度任用職員に関する規定ですが、1点目は、当該職員が子の生後6カ月から1歳6カ月の間に自ら退職の意思を表明している場合又は任期が更新されないことを任命権者が通知している場合は、育児休業を取得することができませんでしたが、この改正により、子の生後約8カ月から1歳6カ月の間に退職の意思がある又は任期更新されないことが明らかな職員でも、生後8週間以内であれば育児休業を取得できるようになります。

2点目は、子の生後1歳から1歳6カ月の間に育児休業を取得することができる特別な場合として、当該職員又は配偶者が子の生後1歳まで育児休業を取得しており、かつ保育所に入所できない等の事情がある場合とされていましたが、育児休業の取得実績の要件を廃止するものです。

3点目は、再度の育児休業を取得する場合に、当該職員から育児休業等計画書の提出を求めていた規定を廃止するものでございます。

なお、新旧対照表を提出しておりますので、併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、何とぞご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第5号について質疑を行います。質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 今、非常勤職員の勤務実態というのは、会計年度職員ということで一年一年で契約できますよね。

（「マイク入ってますか」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） マイク入ってますか。スイッチ入れてます。

○8番（見上政子さん） うん、はいはい。入りました。すみません。

会計年度職員で非常勤職員を採用してますので、1年以上でないと、この育児休業該当しませんよね。1年以上勤務してる場合にのみ採用されるということで。例えばいろ

んな例が出てくると思うんですけども、まあ妊娠4カ月くらいで、まあ会計年度で採用されて途中で産休が入って、で、まあそうなった場合、次の年度にはもう新たに契約になりますので、これはもう面接とか仕事の状況とかで、これ排除されますよね。こういうふうに1年、八峰町の場合は1年契約になってます。まあ聞いたところによれば、国土交通省の場合は3年契約とか、秋田市役所の場合は2年だと思っんですけども、そういう場合は、この育児休業が該当して、まあ産休も取れる、それから育児休業も取れるということになると思うんですけども、当町の場合は、これ絵に描いた餅で全然該当しないということですよ。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

任期が1年以上の任期を定めて採用される職員については、育児休業の取得が可能ですので、当町の会計年度任用職員でも育児休業の取得は可能でございます。現に取得している職員がいます。

また、採用等につきましても、例えば休業中であることを条件に、勤務中の成績以外に考慮されるようなことがないことになっておりますので、いわゆる育児休業を取得して任期が満了したことをもってこれで任期が終了というようなことは、その休業していることだけを理由に終了することはできませんので、そういったことでは働く職員の権権利は擁護されているものと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） この期間の職員の給与体系というのはどういうふうになるんですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） 育児休業を取得している会計年度任用職員については、休業手当が支給されておまして、給料は無給でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第6号、八峰町の証明事務等の窓口を農業協同組合に設置する条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長(和平勇人君) 議案第6号についてご説明いたします。

議案第6号、八峰町の証明事務等の窓口を農業協同組合に設置する条例を廃止する条例制定について。

八峰町の証明事務等の窓口を農業協同組合に設置する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由は、2月末日をもってワンストップサービスを廃止したことに伴い、秋田やまもと農業協同組合での証明書等の交付窓口を廃止したため、条例廃止しようとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、何とぞご承認いただきますようお願いいたします。

○議長(皆川鉄也君) これより議案第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第7号、定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長(和平勇人君) 議案第7号についてご説明いたします。

議案第7号、定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、職員の定年を段階的に年齢65歳に引き上げるため、条例改正しようとするものでございます。

次のページは、条例の改め文でございます。

内容は、職員の定年年齢が65歳に引き上げられますが、早期退職者募集の対象年齢は引き続き45歳以上とするための改正でございます。

附則は、定年年齢の引き上げが段階的に行われることを考慮し、段階的引き上げが完成するまでの間、定年年齢を60歳と読み替えるための経過措置を定めたものでございます。

なお、この条例改正は、退職手当支給事務を行う秋田県市町村総合事務組合の関係条例が改正されている必要がありましたので、12月定例会への提案を見合わせておりました。当該事務組合より2月13日の定例議会において原案どおり可決され、2月17日付けで公布された旨の報告がありましたので、本定例会の提案となったものです。

なお、新旧対照表を提出しておりますので、併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、何とぞご承認いただきますようお願い

いたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。
これより議案第7号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定すること
にご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可
決されました。

休憩いたします。1時より再開いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第13、議案第8号、八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定につい
てを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第8号をご説明いたします。

議案第8号、八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由でございます。道路法施行令で規定される道路占用料が、令和3年度に行わ
れた固定資産税評価額の評価替え及び地価水準の変動等を反映した額に見直されたこと
に伴い、本条例の道路占用料の額についてもこれに準じて改正する必要があるため、本
条例を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

別表を次のように改めるということで、今回の改正は、占用料の単価の増減であります。電柱、電線及び上下水道の配管などの占用料が増額になる一方で、通路や地下街などの空間利用施設や露店などの移動可能施設については減額となっております。

令和4年度の道路占用料の合計額は129万3,000円ですが、これに対し、令和5年度の見込み額は151万6,000円で、22万3,000円の増収となる見込みであります。率にしますと、17.3%のアップでございます。

附則としまして、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。
これより議案第8号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第9号、八峰町営住宅設置条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第9号をご説明いたします。

八峰町営住宅設置条例等の一部を改正する条例制定について。

八峰町営住宅設置条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由でございます。町営住宅の一部を用途廃止するとともに地域活性化住宅へ移行するため、関係条例を一括改正するものであります。

条例の内容については、説明資料でご説明いたします。

1 ページ目ですけれども、八峰町営住宅設置条例の新旧対照表です。今回は、観海団地の4戸が木造住宅を耐用年数30年を経過しましたので、町営住宅から廃止し、地域活性化住宅へ移行するものであります。したがって、今まで観海団地木造平屋4戸とありますが、全て廃止となりますので、改正後の表では観海団地の項が削除されることとなります。

次のページをお願いいたします。

八峰町地域活性化住宅設置条例の新旧対照表です。こちらは、現在、観海団地3戸となっておりますが、先ほどの町営住宅から移行して4戸増えますので、観海団地は7戸となります。これに伴って、令和5年4月1日以降の管理戸数は、町営住宅70戸、地域活性化住宅23戸、合わせて93戸の管理となります。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。
8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 地域活性化住宅、まあ何回か説明受けてるんですけども、確認ですけれども、住宅の費用、修繕とか、それから環境、周りの環境整備とか、そういう、それから家賃とか、そういうのは以前と変わらないんですよ。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

基本的な建物の施設管理は、これまで町営住宅を管理していた形と何ら変わるものではございません。ただ、地域活性化住宅に移行することによって、入居時の家賃、収入条件が緩和されておりますし、入居後も家賃の収入超過になった場合の上限が緩和されておりますので、この辺だけが変わることとなります。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第10号、八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長(石上義久君) 議案第10号についてご説明いたします。

議案第10号、八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由です。健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額が見直されるため、本条例を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改め文でございます。

改正の内容は、第5条の2第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改め、令和5年4月1日から施行するものでございます。

なお、経過措置として、この条例の施行日の前に出産した被保険者に係る当条例第5条の2に規定する出産育児一時金の額は、従前の例により適用するものでございます。

条例改正の経緯等につきまして、補足説明資料にてご説明いたしますので、説明資料の方をご覧ください。

中段2、改正内容についてでございます。健康保険法施行令等の一部を改正する政令が2月1日に公布され、令和5年4月1日から施行されることになりました。この一部を改正する政令は、令和5年4月1日以降、産科医補償金制度加算分を維持した上で出産育児一時金を48万8,000円に引き上げ、出産育児一時金の支給総額は加算分1万2,000円を合わせて全国一律で50万円とするという内容でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(皆川鉄也君) これより議案第10号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第11号、八峰町障害者基幹相談支援センター設置条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 議案第11号についてご説明いたします。

議案第11号、八峰町障害者基幹相談支援センター設置条例の制定について。

八峰町障害者基幹相談支援センター設置条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由です。旧石川子ども園を「八峰町障害者基幹相談支援センター（障害福祉施設）」として利用することになったため、地方自治法第244条の2の規定に基づき、設置条例を制定するものでございます。

次のページをご覧ください。条例文でございます。

第1条の設置については、障がい者等が基本的人権を共有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第77条の2第2項の規定に基づき、八峰町障害者基幹相談支援センターを設置するとしております。

第2条には、名称及び位置。以降、第7条までに職員、事業、利用者、利用料、委任事項についてそれぞれ規定しております。

この条例の施行期日は、公布の日からとしております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第11号について質疑を行います。質疑ありませんか。

8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 説明資料によりますと、まあ使える範囲というか、ホールとか、それから全体、旧子ども園を全体使用できることになってますけれども、ただ、非常にスペースが大きいっていうか、これをどのように活用するのか。それから、これを拡大して、まあ障がい者の今のところグループホームが女性のグループホームしかないんですけれども、今、男性のグループホームも必要になってきてる状況の中で、この相談の施設だけでは機能が非常に弱いのではないかと思うんですけれども、これを拡充するかそういうふうな考え、ちょっと言ってること私もあいまいですけど、非常に中身があいまいっていうか、中身が大雑把すぎるっていうか、相談員が4人いて、それで石川の方に相談に行くにしても車のない人はどうするのかとか、そういうのがあって全体がもう少し詳しい施設として考えられなかったのかなというところが、これからどのような活動していくつもりなんですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

前段のどのように活用するかというご質問ですけども、ご質問のとおり、実際この資料の右側の行政財産として建物自体を大きく利用しまして、求められている基幹相談支援センターの役割を充実させたいという形です。

で、後半部分のご質問、趣旨を若干私なりに読み取ったことで回答させていただきますと、基幹相談支援センターにつきましては、一般相談支援と特定相談支援、総合的な相談を受けるところ、併せて緊急時の受け入れ対応に繋ぐところ、あとは体験の機会、そういった場の提供、そういったことをできるように専門的人材の確保、併せて地域の体制づくりというところを担う基幹相談支援センターとなつてございます。そういった活動をこれから進めるために、この建物の施設を利用拡充できる施設、スペースを御使ひまして事業を展開したいということで考えてございます。

岩子地区にありますさくら園の中でやっているところにつきましては、一般相談の部分で聞き入れるということですので、社会的にこれから親亡き後、総合的な自分の人生並びに保護者の不安というような柔軟な対応を求められる相談に対して、専門的知識を持った人が相談に受けるといふ形で、併せてそういったサービス提供事業者との繋ぎ役という仕事も請け負っていただき、なおかつ地域のそういった関係団体を取り込んだ自

立支援協議会の活性化並びに運用の支援というところをお願いしたいと考えております。

グループホームにつきましては、実際にご質問のとおり、今、女性の専用のグループホームしかございませんので、この後、能代山本地域、県北地域全体を含めながら、総合的な判断で有利な財源を活用しながら事業展開を考えていく時期を見据えて、近隣市町村と協議しながら事業の検討に入りたいかと考えております。

回答は以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第12号、八峰町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。内山防災まちづくり室長。

○防災まちづくり室長（内山直光君） 議案第12号をご説明させていただきます。

議案第12号、八峰町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由ですが、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第13条に規定する消防団員の処遇の改善を図るために策定された非常勤消防団員の報酬等の基準に基づき、条例の一部を改正するものであります。

次のページをご覧ください。条例の改正文であります。

第8条、第9条、第10条の年額報酬などについては、附則を説明した後、説明資料でご説明いたします。

次のページをご覧ください。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

この条例の施行日前に従事した公務に係る報酬及び費用弁償の支給については、従前の例によることとなります。

改正内容については、別に提出しておりますタブレットの議案第12号説明資料をご覧ください。

改正内容について。

第1、非常勤消防団員の報酬の種類は、出勤回数によらず年額により支払われる年額報酬と出勤等に応じて支払われる出勤報酬の2種類とします。

第2、年額報酬の額は、「消防団員の階級基準」に定める「団員」階級については、年額3万6,500円を標準とします。

第3、出勤報酬の額は、災害等に関する出勤については、1日当たり8,000円を標準とします。

第4、出勤に伴い実費が生じることを踏まえ、災害、警戒、訓練、会議等の職務に従事する場合は、交通費として費用弁償を支給します。

第3、その他について。

条例には規定されませんが、策定された基準では、報酬及び費用弁償を団員個人に直接支給することとしており、団経由で団員個人に支給することではなく、団員個人に直接支給することとなります。

新旧対照表については、別に提出しておりますタブレットの議案第12号説明資料をご覧ください。

改正後の案をご覧ください。

別表第1、第9条関係。団員には、年額報酬を支給する。

別表第2、第9条関係。出勤報酬を支給するについて。

次のページをご覧ください。

別記1、団員の年額報酬については、現行の団長7万円から基本団員1万9,000円、機能別団員7,000円を、改正後（案）、団長8万2,500円から基本団員3万6,500円、機

能別団員 1 万 2,500 円とします。

次のページをご覧ください。

別記 2、改正後（案）の出動報酬の額は、災害の場合 8,000 円から、会議の場合 1,500 円とします。

説明は以上です。ご承認いただきますよう、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第 12 号について質疑を行います。質疑ありませんか。3 番奈良聡子さん。

○3 番（奈良聡子さん） 報酬、新年度から全て個人の口座に直接振り込まれるということになるんですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの 3 番議員の質問に対し、答弁を求めます。内山防災まちづくり室長。

○防災まちづくり室長（内山直光君） 4 月から個人の口座に振り込むこととなります。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。9 番須藤正人君。

○9 番（須藤正人君） 全国の一部で幽霊団員の問題があります。例えば、幽霊団員に通帳を作らせて、そして別の団員がそのお金を搾取すると。又は、その消防団で使うというような事案がですね、まあ全国の何カ所かで起きているわけです。八峰町ではそういうことは絶対はないというふうに思いますが、そういうことを調査したことはありますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの 9 番議員の質問に対し、答弁を求めます。内山防災まちづくり室長。

○防災まちづくり室長（内山直光君） 議員のご質問にお答えします。

幽霊団員っていうことでご説明ありましたが、八峰町ではないと私は認識しております。ただ、今回個人の口座に振り込むということで団員の活動に関する整理がされると思うので、それで将来的には個人に振り込むということにいたしますので、よろしくお願ひします。

（「調査したことあるか」と呼ぶ者あり）

○防災まちづくり室長（内山直光君） 調査については、私の方では調査はしたことはありませんが、一応まずそういう状況で進んでおりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。11 番山本優人君。

○11 番（山本優人君） 今度から個人に振り込むということになるとですね、各団のい

ろんな維持費とか、もちろん交流会費は個人支払いの関係も出てくるとは思いますけども、水道料とかいろんな経費がおそらく出てくると思うわけですが、その辺はどういうふうな形でそれを認識するのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。内山防災まちづくり室長。

○防災まちづくり室長（内山直光君） これまで団の方に振り込んでおりましたので、その維持費とかは団の方で運営費として使われておるのが実情であります。今回から個人に振り込んで、団の運営費については、まあ会計担当とかがいると思いますが、その方が個人からまた徴収して団を運営することとなります。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） そうするっていうことは、そうすると各団によって、例えば1万円もらう団もあれば、2,000円しかもらわない団もあるということになるということなんですか。それだと非常にその団の、まあ町全体としてね、やっぱり一つのルールなり、そういうものでやってかないと何かうまくいかないような気がするんですが、まあ消防団員そのものだって地元だけに入ると固定してないですよ。もしかしたら1万円取られる団よりは3,000円しか取られねえ団の方に行くかもしれない。そういうふうな状況が起きないとも限らないわけですね。だからその辺はどういうふうに考えるのか。その辺ちょっと説明してください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。内山防災まちづくり室長。

○防災まちづくり室長（内山直光君） これまでも団の運営については、各団で運営費とかいろいろ決めてましたので、例えば個人に支給して個人から団の運営を取る場合でも、その団のこう運営に関わる必要なので、それはばらつきが出てくるとは思います。で、我々も一応この国の制度、改善のお話をした時に、いろいろやっぱり幹部会でもそういうお話がありまして、何度も説明をして何度もこう団員同士の運営についても団でこう決定していくようにいろいろ話し合いをして、今回この条例制定に結びつきました。ご理解の方、よろしくお願ひします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第13号、八峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山内学校教育課長。

○学校教育課長(山内 章君) 議案第13号についてご説明いたします。

議案第13号、八峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由です。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正を踏まえ、利用乳幼児の安全確保を図るための計画の策定や送迎バス等を運行する場合の利用乳幼児の所在確認等を義務付けるほか、懲戒権の規定の削除に伴う所要の改正を行う必要があるためのものであります。

議案13号についての改正内容の方を説明いたします。

タブレットに掲示している別紙資料の方をご覧願います。よろしいですか。

概要については、法律改正に伴う一部改正をするものであり、先ほど提案理由の内容のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

なお、家庭的保育事業等とは、市町村が認可を行う地域型の小規模保育を指し、ゼロ歳児から2歳児までの保育を行う家庭的保育事業、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育事業の4事業からなり、これらの事業について当町では実施しておらず、直接影響はありません。また、認定こども園、保育所は、所管が県であるため、県の2月定

例議会の方にかかっており、条例案を提出することとなっております。

次に、主な改正内容についてご説明いたします。

1つ目は、第8条の2、安全計画等の義務化についての新設であります。利用乳幼児の安全確保を図るため、事業所ごとに設備の安全点検や、事業所外での活動等を含めた安全指導に関する計画の策定を義務付けるほか、職員に対する研修や訓練の定期的実施、保護者への取り組み内容の周知を義務付けます。

2つ目は、8条の3、自動車を運行する場合の所在確認の義務化についての新設であります。事業所外での活動等のために自動車を運行する時は、乗車及び降車の際、点呼等の確実な方法による利用乳幼児の所在確認を義務付けます。また、送迎用自動車、通園バス等を日常的に運行する時は、ブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置の設置と、これによる所在確認を義務付けております。

なお、第8条の3の第2項の規定の適用については、附則の第6条に、新旧対照表のページになりますが、附則第6条に示されているとおり、送迎を目的とした自動車にブザー等の装置を備えることなどに困難な事情がある時は、令和6年3月31日までの猶予ができることとなっております。

3つ目は、第14条、懲戒権限の濫用禁止についての削除であります。民法及び関係法令の改正によって懲戒権限が削除されたことに準じ、家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する懲戒権限に関する規定を削除します。

民法の懲戒規定については、長年にわたり児童虐待を正当化する口実に利用されていると指摘があり、そのあり方について検討が求められておりました。よって、今回の削除に至っております。

また、施行日については、条例の公布の日からとなります。

4つ目は、第15条第2項、衛生管理等での感染症及び食中毒の予防措置等を明確化するための改正であります。家庭的保育事業者等において努めなければならないこととされている感染症及び食中毒の予防措置として、職員の研修及び訓練の定期的な実施を規定しております。

5つ目は、その他の修正等で、法令名、公布年、引用先の修正、脱字、基準の緩和、規定の削除、経過措置の追加であります。

施行日は、第14条を除き、令和5年4月1日となります。

なお、新旧対照表をタブレットに提示してありますので、現行改正後のそれぞれに下

線部がある箇所について改正等をしてしておりますので、併せてご確認ください。

以上で説明の方を終わります。ご審議の上、何とぞ承認してくださるよう、よろしく
お願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第13号について質疑を行います。質疑ありませんか。
3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） ちょっと私の日本語の理解が不足してるのか分かりませんが、
ちょっとこの改正内容の3について伺います。

これ、これをこのまま読みますと、正しいことを言ってるように見えるんです。懲戒
権限の濫用禁止。これ自体は、まあそのとおりだと思うんですけど、濫用禁止を規定し
ているのを削除すると読み取れるんですが、いいんですか、これで。私の理解だと濫用
規定の削除でいいと思うんですが。この辺ちょっと説明をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。

○3番（奈良聡子さん） すいません、ちょっと間違えました。言い間違えました。

最後の濫用規定じゃなくて懲戒規定ですね。懲戒規定の削除であればなるほどと思う
んですけども、懲戒濫用禁止規定となるとちょっと理解できません。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。山本教育次
長。

○教育次長（山本節雄君） ただいまの奈良議員の質問にお答えいたします。

こちらの説明、若干誤りがございました。正しくは議員のおっしゃるとおり、懲戒権
に関する規定の削除ということでご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいた
します。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 説明文のところで、市町村が行う地域型の小規模保育、これは
分かります。家庭保育、これも分かります。事業所内保育、これも分かります。居宅訪
問型保育っていうのはどういう保育なんでしょうか。まあ八峰町にはこれは全て該当し
ないということですがけれども、ただやっぱりいつどんな時が起きるか分かりません。病
児保育、夜間保育、休日保育、産休明け保育、いろんな保育のそのニーズに応えられな
い、公が応えられない場合、地域型保育でこれを賄わなければならないということもあ
り得ますので、このことについてお願いします。

それと、いろんなところで研修をしなければならない。それから、感染予防しなけれ

ばならない。こういうことが義務づけられますけれども、これを行うことによって国からの補助とかそういうふうな、この条例と、改正とともに何か国の方でこういう場合に補助するとかという、そういう項目があるんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

前段の居宅訪問型保育事業につきましては、我々もこれに関しましてはまだ未知のものでございまして、今後こういったものが町内に出てくる場合に考えたいと思っておりますので、ここで答えられるものはございません。

続きまして、衛生管理関係の研修に関しての国等の補助があるかというお話ですが、今時点ではまだそういったお話は出ておりません。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 私はですね、こういう答弁が来るかなと思ったんですけども、障がい児の例えば訪問保育とかそういうのがあり得るのかなと思って、まあ生まれて、赤ちゃんが生まれて、それで障がい児でサポートしなければならないとか、それから保育しなければならないとか、そういう場合の居宅訪問なのかなと思ったんですけども、これはまだ全然どういうものかは分からないということですか。よく調べてほしいと思います。

○議長（皆川鉄也君） 答弁要りますか。

○8番（見上政子さん） 分からなければしょうがないね。調べてください。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第14号、八峰町特定保育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山内学校教育課長。

○学校教育課長（山内 章君） 議案第14号についてご説明いたします。

議案第14号、八峰町特定保育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町特定保育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正を踏まえ、特定教育・保育施設の長の懲戒権限に関する規定を削るほか、所要の改正を行う必要があるためのものであります。

議案第14号について、改正内容をご説明いたします。

別紙資料をご覧ください。タブレットに掲示しています。

概要については、法律改正に伴う一部改正をするものであり、先ほどの提案理由の内容のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

なお、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業とは、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業、企業内保育所等を指します。

次に、主な改正内容について説明いたします。

1つ目は、第26条、懲戒権限にかかる権限の濫用禁止規定の削除であります。民法及び内閣府令の改正によって懲戒権限が削除されたことに準じ、施設の長の利用児童に対する懲戒権限に関する規定を削除します。

民法の懲戒権規定については、長年にわたり児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘があったため、そのあり方について先ほどの同様な形で求められておりました。

なお、施行日については、条例の公布の日からとなります。

2つ目は、その他の修正で、題名の「特定保育」を「特定教育」へ修正し、改めてお

ります。また、法改正に伴う引用条項の条ずれや誤字の修正、追記をしております。

施行日は、第26条を除き、令和5年4月1日となります。

なお、新旧対照表を掲示しておりますので、現行改正後のそれぞれの下線部であります。

内容をご確認の上、ご承認くださるよう、何とぞよろしくお願ひいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第14号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第15号、八峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山内学校教育課長。

○学校教育課長（山内 章君） 議案第15号についてご説明いたします。

議案第15号、八峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正を踏まえ、利用者の安全確保を図るための計画策定や事業のために自動車を運行する場合の利用者の所在確認を義務づけるほか、所要の改正を行う必要があるためのものであります。

議案第15号についての改正内容についてご説明いたします。

タブレットに掲示してある別紙資料の方をご覧願います。

概要については、法律改正に伴う一部改正をするものであり、先ほどの提案理由の内容のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

次に、主な改正内容についてご説明いたします。

1つ目は、第5条の2、安全計画の策定等の義務化についての新設であります。利用者の安全確保を図るため、事業所ごとに、設備の安全点検や事業所外での活動等を含めた安全指導等に関する計画の策定のほか、職員に対する研修や訓練の定期的実施、保護者への取組内容の周知等を義務づけます。先ほどの内容と同じ形であります。

なお、このことに関しましては、努力義務として経過措置を令和6年3月31日まで設けております。

2つ目は、第5条の3、自動車を運行する場合の所在確認の義務化についての新設であります。事業所外での活動のために自動車を運行する時は、乗車及び降車の際、点呼等の確実な方法による利用乳幼児の所在確認を義務づけます。

3つ目は、第11条の2、業務継続計画の策定等の努力義務化についての新設であります。事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、早期の業務再開を図るための計画の策定を義務づけるほか、職員に対する研修や訓練の定期的実施等を義務づけます。

4つ目は、第12条の第2項、衛生管理での感染症及び食中毒の予防措置等の明確化するための改正であります。放課後児童健全育成事業者において努めなければならないこととされている感染症及び食中毒の予防措置として、職員への研修及び訓練の定期的な実施を規定します。

施行日は、令和5年4月1日となります。

なお、新旧対照表をタブレットに提示してありますので、確認の方よろしく願います。

以上で説明を終わります。ご審議の上、よろしく願います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第15号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第16号、八峰町の特定の事務の郵便局における取扱いに関する郵便局の指定の取り消しについてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） 議案第16号についてご説明いたします。

議案第16号、八峰町の特定の事務の郵便局における取扱いに関する郵便局の指定の取り消しについて。

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第5項の規定に基づき、八峰町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定を取り消すことについて、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由は、町の特定の事務を行わせる郵便局を指定しようとする時、又は指定を取り消そうとする時は、法律の規定で議会の議決を要することとされております。2月末日でワンストップサービスを廃止したことに伴い、当該事務に係る郵便局の指定を取り消す必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、何とぞご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第16号について質疑を行います。質疑ございませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） この議案そのものに反対するものでもございませんが、実はこのワンストップサービス、午前中も農協の議案もありましたけれども、旧八森町でこのワンストップサービスの取扱い、結構意外と早い方なんですよね。そういうことで、その

際に地域地域の利用者のために、このFAX等の機器を供給しながら、この事業をやるということでした。そして、結果的には非常に費用対効果がかかるということで、私もいろんな議論をした経過がございます。しかしながら、利用者が少なくても利便性を高めるため、利用者があればこれはこれでいいんだという当局の方針の中でずっと経過してまいりました。今回、まあ社会の流れ、コンビニという存在含めてですね変わっていくわけでありましてけれども、郵便局側とのその今回の対応の議論の場、意見交換、その場はどのような内容の話があったのかどうか、その辺をちょっとお知らせいただきたい。お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの6番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） ただいまの菊地議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、行政サービス、証明書交付等につきまして、身近な郵便局や農協の窓口でサービスができるということを目的にワンストップサービス始められたものでございます。これをマイナンバーカード等を利用しましたコンビニ交付等に一本化してサービスを廃止する経緯に至りましたのは、端緒は昨年4月に郵便局側から、このワンストップサービスに関する取扱いの手数料を大幅に値上げしたいという申し出があったことにごございます。従前の手数料から見ますと、件数当たりでいくと倍以上というふうな値上げ内容でございました。また、今年度既に作業は終了しておりますが、ご指摘にありましたファックスやプリンターの機器等につきましても、今年度更新を迎えると。そしてまた通信回線等につきましても、サービスの終了時期が令和6年ということで非常に差し迫ってきたといったことから、継続をするためにはこれらの更新について全て手続きをしていかななくてはならない中で手数料が非常に莫大に増えるといったところから、費用対効果の面もありましたけれども、これに代わるサービスをこれから提供していくといったところで両方で比較をした結果、ワンストップサービスに一本化させたいというような方針が町の方で考えがありましたので、この段階で郵便局の方々とご意見を交わして、まあ手数料高騰のこともあり、こういったことで町の考え方をお伝えしたところ、町から指定というか委託を受けてやっていることなので、町で廃止をしたいということであればそれに関しては決定に従いますということでごございました。また、継続して併用してやる方法はないですかというようなことも問い合わせございましたけれ

ども、それに関しては、コンビニ交付に関してもそれなりの費用がかかるものですので、今、行政財政上ですね両方サービス、非常に莫大にかかるといったところで、どちらかのサービス、両方を併用してやるのはちょっと町としては難しいという姿勢をご説明しましてご納得いただいたと。まあこれ指定に関しては窓口である各1カ所、郵便局のほか、仙台の郵便局ですとか、あるいは日本郵政の本社の方までお話を通していただいて、まあご了解をいただいたという上で正式に手続きを進めてきたところでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） 相手があることですので、協議の上、納得してねなったんであればそれはそれでいいんですが、逆に今度非常に不便になった地域があるわけですよ。コンビニ、コンビニ、身近にあるように感じますけども、岩館や観海地区にはないんですよ、早い話が。そういうまあ矛盾というか、わだかまりはやはり感じますので、私、これ否定するわけでもないんですが、ただそういう状況も地域地域によっては生まれるということですね、まず当局として認識しておいてほしい。どうですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） ただいまの質問にお答えをいたします。

この件に関しましては、コンビニ交付の開始とともにワンストップサービスを廃止することについて議会にご説明した際に、まあコンビニは身近にない方々の逆に不利益とかこういったところについてのご案内をただす声もございました。その中で、我々としてはこのコンビニ交付を普及していただいて、まあ時間制限、戸籍とか住民票とかに限れば時間はほぼ営業時間内で取れるというような利便性もあり、病院ですとかそういった普段よく行かれるような場所にもこの交付機がどんどん普及しておりますので、こういった立ち寄り先で交付サービスが受けられるということから、是非そういうのを利用していただきたいという思いでやっておりますけれども、これ、年度が過ぎまして利用状況を踏まえながら、やはり不便なところがあるという場合には、やはりそういった、逆に不便になった方々のサービスを補完することについても考えていく必要がございますので、今回の廃止によって永久にワンストップサービスはやらないということを決めたわけではございませんので、またそういった住民のお声に耳を傾けながら、そういう補完サービスについても考えてまいりたいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） 堀内町長。

○町長（堀内満也君） 私の方から補足させていただきます。

正にですね菊地議員がおっしゃるとおり不便になった地域はあるというふうにこちらの方も認識しておりますので、そういったところを頭に入れながら、今後しっかりと行政運営を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 私も同じく、菊地議員が全て説明してくれたのであれなんですけれども、ただやっぱり郵便局っていうのは住宅地の真ん中であって、岩館、それから中浜、それから浜田、それから沢目、それから埜の方に、本当に住宅の真ん中であって、非常にやっぱりものを利用するには、車っこ引っ張って行ってでもまず用を足せると、そういう大変郵便局をやっぱりこれから効率的に使っていくべきではないかということで、たまたま私、昨日、国会答弁を聞いてましたら、自民党の議員の方から、郵便局をもうちょっと地域に開かれた、何でも利用できるような、そういう郵便局にしてほしいということで質問がありました。正にそのとおりだと思います。今、高齢化社会の中で、この郵便局というものをもうちょっと利便性を高めて効率的に動かす意味でも、これを利用した方がいいんでないかと思いますが、町長が先ほど答弁されましたので、もし付け加えることがあったらまた一言お願いしたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） 堀内町長。

○町長（堀内満也君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

先ほど菊地議員に答弁したとおりなんですけども、先ほど見上議員の方からも国会でこういった動きがあったというような話をお聞きしましたので、国の動き、あるいは県の動きというところをしっかりと見据えながら、町としてもそういった対応を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第17号、令和4年度八峰町一般会計補正予算（第12号）……。

（「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。10分から再開いたします。

午後 2時07分 休憩

……………
午後 2時10分 再開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第22、議案第17号、令和4年度八峰町一般会計補正予算（第12号）を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 議案第17号について説明いたします。

議案第17号、令和4年度八峰町一般会計補正予算（第12号）。

令和4年度八峰町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,082万1,000円を減額し、総額を歳入歳出予算それぞれ69億9,702万5,000円とするものでございます。

第2条は繰越明許費の追加で、「第2表 繰越明許費補正」に記載しております。

第3条は債務負担行為の追加及び変更で、「第3表 債務負担行為補正」に記載しております。

第4条では地方債の変更で、「第4表 地方債補正」にそれぞれ記載しております。

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀内満也

4ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正、1、追加の2款総務費1項総務管理費の岩館防災コミュニティセンター等整備事業につきましては、8月の豪雨災害に伴い、各社業者の方々がかかなか手が回らないという状況から法面保護工事が入札不調となり、遅れが発生したほか、法面保護工事後に予定していた防災コミセン本体の設計が完了したことから、このたびの補正予算を計上し、併せて事業繰越するものでございます。

3款民生費2項児童福祉費の出産・子育て応援交付金事業につきましては、全ての妊

婦、子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型支援の充実を図るとともに、妊婦の届け出、妊娠の届け出や出生の届け出を行った妊婦・子育て世帯へ、育児関連用品の購入費などを助成する事業であり、妊娠届け出時に5万円、出生届け出時に5万円を出産・子育て応援交付金として交付するものでございます。国の意向によりまして、令和4年度中に事業着手するものでありますが、応援交付金の交付にあたっては、令和5年4月以降になりますので、このたびの補正予算に係る予算を計上し、併せて事業繰越するものでございます。

6款農林水産業費1項あきたの園芸省エネ化支援事業につきましては、複合型生産構造への転換を進めている中で、近年の電力、燃料、肥料等の高騰の影響から生産費が拡大しており、省エネ効果のある機械や資材の導入を支援し、生産費の縮減による農業所得の増加を図る県補助の事業でございます。町でも本事業の活用を希望する方がいることから、このたびの補正予算に係る予算を計上し、併せて事業繰越するものでございます。

同じく3項水産業費、県営漁港負担金につきましては、県が実施している八森漁港の県営漁港事業の一部が繰越事業となったことに伴う町負担金の繰越でございます。

7款商工費1項商工費、御所の台エリア再構築構想事業につきましては、データ収集・分析の期間延長及び構想策定に関する意見収集範囲を拡大させたことに伴い、協議に時間を要したため、同事業の業務委託料を繰越するものでございます。

8款土木費2項道路橋梁費の町道小入川岩館線横断暗渠補修事業につきましては、JR側と協議した結果、横断暗渠についてJR側で撤去等を行うこととなりました。しかしながら、町で既に工事発注している分の工事請負費の精算に時間を要することから、事業繰越するものでございます。

同じく3項河川費の小釜沢川護岸整備事業につきましては、工事の入札を行いました。が不調となりましたので、事業繰越するものでございます。

10款教育費5項社会教育費の図書購入事業につきましては、金谷信榮氏から寄せられた寄附金を活用して、ファガス及び峰栄館の図書の充実を図るものでございます。このたびの補正予算に予算計上し、併せて事業繰越するものでございます。

11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費の林道池の台線災害復旧事業、同じく2項公共土木施設災害復旧費の町道小入川岩館線道路災害復旧事業及び普通河川小入川河川災害復旧事業につきましては、いずれも相当の時間期間を要し、年度内完成が見込

まれないため、事業繰越するものでございます。

以上、11事業にかかる繰越明許費の総額は、2億3,676万3,000円でございます。

債務負担行為の追加及び変更につきましては、「第3表 債務負担行為補正」に記載しております。

5ページをお開きください。

1の追加のうち、令和5年度当初より業務を開始する必要がある議会広報誌印刷製本業務委託、議会会議録反訳手数料、町広報誌印刷製本業務委託及び小・中学校スクールバス運行業務委託の3業務、合わせて6業務につきましては、事業を円滑に進めるため債務負担行為を設定する必要があるものでございます。

2の変更のうち、定住促進用住宅借上げにつきましては、当初1棟分の借上げ料を設定しておりましたが、実績が2棟となり、住宅借上げ料の将来負担額に変更が生じたため、追加補正するものでございます。中小企業誘致斡旋資料及び小規模事業所経営改善資金につきましては、貸付実績が確定したことにより、当初予算で設定した利子補給金の将来負担額に変更が生じたため、それぞれ減額補正するものでございます。

地方債の変更につきましては、「第4表 地方債補正」に記載しております。

6ページをお開きください。

全ての事業の完了又は事業費の確定により、6,960万円の減額補正でございます。

臨時財政対策債につきましては、額が確定したことによる6,710万円の減額補正でございます。急傾斜地崩壊対策事業負担金につきましては、榎木沢の事業費が国費となったことから、680万円の減額補正でございます。中浜地区避難路新設事業につきましては、事業費の確定に伴い、390万円の減額補正でございます。緊急浚渫推進事業につきましても、同じく事業費の確定に伴い、50万円の減額補正でございます。過疎対策事業につきましては、対象としている事業費確定分の精査に伴い、900万円の追加補正でございます。護岸等補修事業につきましては、事業費の確定に伴う30万円の減額補正でございます。

なお、詳細につきましては、18ページから19ページの22款町債に記載しております。

次に、歳入歳出の主な補正理由について、事項別明細書10ページ以降をご覧くださいながら歳入歳出の順にご説明いたします。

今回の補正予算では、歳入歳出実績見込額と現計予算額の乖離の大きいもの及び事業完了に伴い予算の整理が必要なものを計上しております。事業完了に伴い減額補正して

いる分につきましては、説明を省略させていただき、追加補正等、特徴的なものをご説明させていただきます。

10・11ページをお願いします。

まず歳入ですが、11款地方交付税につきましては、交付見込額の精査に伴い、普通交付税1億5,666万3,000円の追加補正でございます。

13款分担金及び負担金2項負担金1目民生費負担金につきましては、軽度生活援助事業の利用者数の増加が見込まれることから2万3,000円を、また、配食サービスの利用者数の増加が見込まれることから13万1,000円、合わせて15万4,000円の追加補正でございます。

12・13ページをお開きください。

15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金につきましては、今年度の額が確定したことに伴い、国民健康保険基盤安定負担金121万8,000円、国民健康保険未就学児均等割保険税負担金14万2,000円、合わせて136万円の追加補正でございます。

3目災害復旧事業費国庫負担金1節農林水産施設災害復旧費負担金につきましては、令和3年度の埴苗吉頭首工右岸堤防災害復旧工事の過年度分、農地・農業用施設災害復旧事業費補助金66万7,000円の追加補正でございます。

2項国庫補助金2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金につきましては、先ほど繰越明許費の追加のところでもご説明いたしましたが、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型支援の充実を図るとともに、妊娠の届け出や出生の届け出を行った妊婦・子育て世帯へ育児の関連用品の購入費等を助成する事業を実施しますので、出産・子育て応援交付金86万6,000円の追加補正でございます。

7目教育費国庫補助金1節教育費補助金につきましては、学校における抗原検査キットの購入費を支援する学校保健特別対象事業費補助金21万9,000円の追加補正でございます。

9目消防費国庫補助金1節消防費補助金につきましては、岩館地区防災コミュニティセンター建設事業に係る社会資本整備総合交付金3,750万円の追加補正でございます。

14・15ページをお願いします。

16款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金1節社会福祉費負担金につきましては、

今年度の額が確定したことに伴い、国民健康保険基盤安定負担金661万円、低所得者介護保険料軽減負担金14万8,000円、国民健康保険未就学児均等割保険税負担金7万1,000円、合わせて682万9,000円の追加補正でございます。

2項県補助金2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金のうち、介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金及び障害者支援施設等物価高騰対策事業費補助金につきましては、昨年12月補正時に予算計上しました施設運営費価格高騰対策緊急支援助成金に対する県補助金で、介護保険施設等分として121万7,000円、障害者施設等分として18万円の追加補正でございます。

2節児童福祉費補助金につきましては、国庫補助金のところでもご説明いたしましたが、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型支援の充実を図るとともに、妊娠の届け出や出生の届け出を行った妊婦・子育て世帯へ育児関連用品の購入費等を助成する事業を実施いたしますので、出産・子育て応援交付金21万6,000円の追加補正でございます。

4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金のうち、農業委員会交付金につきましては、事業費の精査に伴い、交付金55万4,000円の追加補正でございます。

一番下ですけれども、あきたの園芸省エネ化支援事業費補助金につきましては、繰越明許費のところでもご説明いたしましたが、複合型生産構造への転換を進めている中で、近年の電力、燃料、肥料等の高騰の影響から生産費が拡大しており、省エネ効果のある機械や資材の導入を支援し、生産費の縮減による農業所得の向上を図る県事業でございます。町でも本事業の活用を希望する方がいることから、323万3,000円の追加補正でございます。

2節林業費補助金のうち、林道改良事業費補助金につきましては、林道熊沢線改良事業及び林道橋梁点検事業の事業費の確定に伴う28万6,000円の追加補正でございます。

16・17ページをお願いします。

18款寄附金1項寄附金2目総務費寄附金につきましては、企業版ふるさと納税寄附金へ7企業より寄附が寄せられますので、1,367万9,000円の追加補正でございます。

3項教育費寄附金につきましては、金谷信榮氏より図書購入費として寄せられた寄附金分150万円の追加補正でございます。

19款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金1節財政調整基金繰入金のうち、細節の繰入金につきましては、歳入歳出補正全体額の調整を図るため、1億8,834万

2,000円を減額補正するものでございます。

18・19ページをお願いします。

22款町債につきましては、起債対象事業費の確定に伴う補正でございますので、個別の項目の説明は割愛させていただきます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

20・21ページをお願いします。

歳入でも申し上げましたとおり、このたびの補正予算は事業完了に伴うものが主な要因となっておりますので、減額補正につきましては説明を省略させていただき、追加補正の特徴的なものをご説明させていただきます。

1 款議会費につきましては省略させていただきます。

2 款総務費についてご説明いたします。

1 項総務管理費 1 目一般管理費10節需用費につきましては、電気料の高騰に伴い、光熱水費100万円の追加補正でございます。

6 目企画費18節負担金補助及び交付金につきましては、20・21ページの下段から22・23ページの上段に記載しておりますけれども、広域関係の負担金の一部について、事業の精算に伴い追加補正をしております。

22・23ページをお願いします。

9 目自治振興費14節工事請負費につきましては、岩館地区防災コミュニティセンター建築工事1億円の追加補正でございます。

14目諸費25節寄附金につきましては、昨年の夏に続き選抜大会の甲子園大会に出場する、能代松陽高校甲子園出場寄附金80万円の追加補正でございます。

24・25ページをお願いします。

次に、3 款民生費についてご説明いたします。

1 項社会福祉費 2 目老人福祉費12節委託料につきましては、軽度生活援助事業の利用者数の増加が見込まれることから、同委託料28万8,000円を、そしてまた食の自立支援サービス事業の利用者数も増加が見込まれることから、この委託料56万1,000円の合わせて84万9,000円の追加補正でございます。

26・27ページをお願いします。

5 目国民健康保険費につきましては、国民検討保険特別会計への繰出金として1,627万3,000円を追加補正するものでございます。

6目介護保険費につきましては、低所得者保険料軽減分として介護保険事業勘定特別会計への繰出金として59万2,000円の追加補正でございます。

2項児童福祉費2目子育て支援費につきましては、繰越明許費補正及び歳入のところでもご説明いたしましたが、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊婦・子育て世帯へ育児関連用品の購入費等を助成する事業の追加補正でございます。

11節役務費につきましては、通知郵送料として通信運搬費2,000円の追加補正でございます。

18節負担金補助及び交付金につきましては、妊娠届け出時に5万円、出生届け出時に5万円を交付する出産・子育て応援交付金130万円の追加補正でございます。

28・29ページにつきましては、全て減額補正でございますので省略させていただきます。

30・31ページをお願いします。

次に、4款衛生費についてご説明いたします。

3項水道費1目簡易水道施設費につきましては、簡易水道事業会計への補助金365万8,000円の追加補正でございます。

32・33ページをお願いします。

次に、6款農林水産業費についてご説明いたします。

1項農業費3目農業振興費17節備品購入費につきましては、生薬栽培推進事業で使用する草刈機2台の購入費として20万1,000円を、噴霧機の購入費として9万3,000円を、コンプレッサーの購入費として46万2,000円、それぞれの追加補正でございます。

18節負担金補助及び交付金のうち、一番下段のあきたの園芸省エネ化支援事業費補助金につきましては、繰越明許費補正及び歳入のところでもご説明しましたが、複合型生産構造への転換を進めている中で、省エネ効果のある機械や資材の導入を支援し、生産費の縮減による農業所得の増加を図る県事業でございます。町でも本事業の活用を希望する方がいることから、同補助金323万3,000円の追加補正でございます。

34・35ページにつきましては、全て減額補正でございますので省略させていただきます。

36・37ページをお願いします。

3項水産業費3目漁港建設費につきましては、水産物供給基盤機能保全事業負担金に

つきましては、県予算の区分が機能保全から機能増進へ変更になったことに伴い、18万4,000円を組み替えするものでございます。

次に、7款商工費についてご説明いたします。

1項商工費7目温泉管理費17節委託料につきましては、現在、いさりび新源泉の温泉施設管理業務、これは包括委託を行っておりますけれども、包括委託の中には光熱水費の支払いも含まれておりますので、このたびの電気料の高騰に伴う委託料113万6,000円の追加補正でございます。

38・39ページにつきましては、全て事業完了及び完了見込みに伴う減額補正となっておりますので、説明は省略させていただきます。

40・41ページをお願いします。

次に、8款土木費についてご説明いたします。

4項下水道費1目下水道費につきましては、下水道事業会計補助金24万5,000円の追加補正でございます。

42・43ページをお開きください。

次に、9款消防費についてご説明いたします。

1項消防費4目防災無線施設費10節需用費につきましては、このたびの電気料の高騰に伴う光熱水費20万円の追加補正でございます。

44ページからの10款教育費のご説明につきましては、後ほど教育長から行ってまいります。

8ページほど進みまして、52・53ページをお開き願います。よろしいですか。

次に、12款公債費についてご説明いたします。

1項公債費1目元金につきましては、借入利率の見直しを行い、低利率としております。しかしながら、元金均等払いの償還金につきましては、低利率とすることにより利子分の償還額が小さくなった分、元金の償還額が大きくなったことによる町債返還元金43万円の追加補正でございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議をいただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

それでは、10款教育費を教育長から説明願います。

○教育長（川尻茂樹君） 続きまして教育委員会所管関係分についてご説明申し上げます。

44・45ページの10款教育費1項教育総務費から48・49ページ、5項社会教育費1目社

会教育総務費まで、これ事業完了及び完了見込みに伴う減額補正となっておりますので、説明は省略させていただきます。

48・49ページをお開きください。

2目公民館費についてご説明いたします。

17節備品購入費のうち、図書につきましては、金谷信榮氏から寄せられた寄附金150万円を活用して、ファガス及び峰栄館の図書の充実を図るための図書購入費151万円を追加補正するものでございます。

6目秋田県自然体験活動センター管理費10節需用費につきましては、このたびの電気料の高騰に伴い、光熱水費20万円の追加補正でございます。

50・51ページに記載しております6項保健体育費につきましては、事業完了及び完了見込みに伴う減額補正となっておりますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。何とぞご承認、よろしく申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第17号について質疑を行います。質疑ありませんか。
8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 冒頭にありました債務負担行為の補正ということでスクールバスが1億円近く、令和5年度で計上されてますけれども、スクールバス、審議会とかそういう会が開かれて、これをどのようにするのかっていうふうなことで改善されるのかなと思ったらまた同じものが出てきましたので、そのことについてお伺いしたいのと、それからもう一点、収入の方の13款2項1目と、それから支出の方の3款2目老人福祉費の配食サービス利用負担ですけれども、負担する人も利用する人が多くなって、それからまた費用も嵩んでいるということで、これはやはりすごい皆さん利用する人が増えてきてる証だと思います。非常にいいことなんですけれども、ただその配食弁当の中身が非常に悪いということがもう何年も前から私は聞いてました。で、どこどこってちょっと言えませんがあれですけれども、皆さん分かってると思うんですが、とにかくまず見てほしいという、現物を見せられた人もびっくりしてました。何年か前ですけど、こんなの食べられるかって、食べられないっていうことと、それから、最近、つい最近です、直接電話がありました。とにかくもう固くて味がなくて食べられない。まあ場所言えばあれですけども、斉藤食品の時は本当にお品書きがあって、それぞれ口に合ったものだったんですけども、その後がとにかくもうこれじゃ食べれない、何とかしてほしいという電話が直接ありました。それで、これはみんな試食してみないと分からな

いよってということで抜き打ちに、当番制を作って、やはり議員の人たちも試食できるようなシステムを考えませんか。そのことについて伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） それでは、スクールバスについて私の方からお答えしたいと思います。

昨年度ってというか今年度、2回のスクールバス運行検討委員会を開催しました。現状こう説明した上で、議員の人方も含めて委員の人方に内容をこう理解していただき、総じてやっぱり減額する方法はないかっていうことを大変いろんな意見を出していただいて検討しました。さらに保護者に対してのアンケートを取りました。現状でいいか、それから、その方法はないかっていうことで取りましたが、過半数の保護者から現状を維持してほしいというふうな意見が出まして、それを受けたり、あとはそのほかにも、それでもさらに何らかの方法はないかという検討しましたが、本当は一朝一夕で結論出るものではなかったので検討いただいたんですが、来年度は今年度同様の予算計上でやることにしました。で、来年度になってから、今後まあ保護者等にも丁寧に説明するとか、あるいは今後児童生徒数も減りますので、それにとってコースなり、便数なりの減少も考えられますので、そういったことを検討しながら再度また減額できないかっていうことを検討していきますが、繰り返します、とりあえず来年度は現状で予算計上しましたのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） 日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 最初の方の2つ目の質問、見上議員のご質問ですけども、配食サービス、現在八森方面はハタハタ館、峰浜方面はレストラン峰の2カ所で、月・水・金の3食ですね850円、こういう中で安否確認を含めてやっていただいております。実際、私方、中身が悪いというのはちょっと伺ってませんでしたので、これからその辺も含めて利用者の声を吸い上げながら、また、皆さんも、我々も試食することはこれやぶさかでないと思いますので、そういうことも踏まえながら今後の食の改善に努めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 私も今日これ言おうかなと思ったら見上議員に先を越されたんですが、配食サービスのことです。実は八森地区の整骨院を営んでる方と話しする機会がありまして、その患者さんの6人も7人も配食サービスの弁当がまずくて食べられない

と。私に何とか町の方に言ってくれないかということでありまして、今日張り切って言おうと思ったら見上さんに先を越されてしまいました。

ちょっとお伺いしたいんですが、担当課の方でもそういう配食サービス受けてる方のそういった意見って来てはいないんでしょうかね。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の質問に対し、答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） ただいまの笠原議員のご質問にお答えいたします。

実際には、配食サービスの当然ご自分の合わないというようなご意見、苦情その他多数お受けしておるのが実際のところでございます。そうした中で、やはりご本人の嗜好、食のものですので嗜好もございますので、なかなかメニューの、それぞれの人方に合ったメニューの構築というのはなかなか難しいところがあるかと思えます。そうした中、先月になりますが、今現在実施しております2業者さんと併せて施設、社会福祉法人の方でサービスを利用している方々に提供されている配食弁当、併せて能代市内の業者さん呼びまして、4者の試食会を実際にさせていただいたところでございます。試食については、職員3名立ち会いのもと、併せて居宅のサービス事業者提供者のケアマネージャーも含めまして10名程度の方々から、その食事、弁当を全部並べて、それぞれ試食していただいております。そうした中で町としての考え方、いろいろその場においても業者さんの方にご指示しているところです。

実際、先ほど副町長からご説明あったとおり、本人負担は200円でございますが、実際に1食850円、この価格高騰等々の中で1食850円というのがどのような形で業者さんに負担を考えているのかということもございますので、業者さんと併せてほかの業者さんを入れながら、町の財政負担がどこまで耐え得るのかということを考えながら、この事業の全体を今後見直しも含めて業者さんと詰めていきたいと考えております。

回答は以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） その利用者から見上議員のところにも私のところにもこういった苦情が来てるということは、個人の嗜好というよりもやっぱりまずいんだと思います。200円といえ、お金払っておりますし、やっぱり食は命に繋がることですので、是非これから適切な指導をしていただいて、利用者さんから不満の声が出ないように指導していただきたいと思います。答弁は要りません。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） 1点お伺いたします。温泉管理費とありましたんで、ちょっとその関連にしてこの場ですから確認しておきたいと思います。

今、全国で皆さんマスコミ等々で存じ上げていると思いますが、温泉の源泉の枯渇、あるいは湯量の低下、そういうのが盛んに出てますんで大変気になって仕方がないんですよ。当町の源泉どうですか、現状。お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの6番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） ただいまのご質問にお答えいたします。

八峰町の温泉は、まあ民間は別として、いさりび温泉、御所の台に新しく掘った温泉が今現在動いてるところです。ほか2つは止まっていますのであれですけども。

まず、現在の新しい温泉については、温泉の汲み上げた当時から湯量、温度は変わっておりません。以前の湯っこランドへ配湯していた旧八森いさりび温泉ですか、これについては、新しい温泉を掘る前に、湯量はそんなに変わらなかったんですけども、温度が低下して湧かさないと利用できないということがありました。ただし、湯量については、逆にその冷えた原因というのが途中の配管に亀裂、亀裂というか損傷があって、そこから湧水が入って温度が下がったという原因がありましたので、湯量についてはむしろそれまでと同じぐらい出ていたということです。この湯量が減るという原因はそれぞれあるんでしょうけども、特定な明確なことは指摘されておりません。ただし、枯渇するということは周りに温泉の掘削が増えてくるということは、そちらに引っ張られて減るということもあります。あるいは地下水が足りなくなってきたというようないろんな要因があると思いますけども、現在の利用している八森いさりび温泉新源泉の方は、当初より変わった状況ではありません。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第18号、令和4年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長(石上義久君) 議案第18号についてご説明いたします。

議案第18号、令和4年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)。

令和4年度八峰町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,836万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,875万8,000円とする。

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀内満也

詳細につきましては、事項別明細書6ページ以降をご覧くださいながら順にご説明いたします。

6・7ページをお願いいたします。

歳入、1款国民健康保険税1項1目一般被保険者国民健康保険税239万7,000円は、主な要因としまして、被保険者数の減少、併せて米の価格低迷並びに物価高騰による資機材料、燃料等の価格高騰による農業経営の悪化などの影響によって減額補正するものでございます。

4款県支出金1項1目保険給付費等交付金5,289万3,000円は、保険給付費の実績見込みにより追加補正するものでございます。

6款1項1目一般会計繰入金1,627万3,000円は、保険税軽減、保険者支援、未就学児均等割保険税、財政安定基金等、各事業の実績見込みにより追加補正するものでございます。ちなみに、各事業収入とも法定内繰入額となります。

7款1項1目前年度繰越金2,160万円は、前年度実績による追加補正でございます。

なお、内訳につきましては充当財源となる歳出にて説明させていただきますので、次

の10ページ以降をお願いいたします。

歳出、2款保険給付費1項1目一般被保険者療養給付費4,199万4,000円、同じく3目一般被保険者療養費41万7,000円及び2項1目一般被保険者高額療養費1,048万2,000円は、療養給付費及び療養費の実績見込みにより追加補正するものでございます。これは、昨年度後半から新型コロナに関する受診控えが徐々に緩和傾向となり、従前の受診状況に戻りつつあることや、手術等による入院患者などが増えていることから予算不足が想定されるため追加補正するものでございます。

6款基金積立金1項1目国民健康保険事業基金積立金3,500万円は、今年度の実績見込みにより基金積立金に追加補正するものでございます。

また、8款諸支出金1項5目その他償還金3万7,000円は、東日本大震災関連給付費の令和3年度実績の額の確定による県交付金の返還のために追加補正するものでございます。

9款1項1目予備費43万9,000円は、歳入歳出総額調整のための追加補正でございます。

説明は以上です。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第18号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第19号、令和4年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 議案第19号についてご説明いたします。

議案第19号、令和4年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）。

令和4年度八峰町の介護保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,782万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,802万1,000円とする。

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀内満也

詳細につきましては、事項別明細書6ページ以降をお願いいたします。

歳入、3款1項1目介護給付費負担金は、令和2年度事業の再確定による精算により国から追加で交付される過年度分3万3,000円を、7款1項5目低所得者保険料軽減繰入金は、介護保険料軽減者数の確定に伴い、現年度分に59万2,000円を、8款1項1目繰越金は、事業実績見込みにより1,720万2,000円を、それぞれ追加補正するものでございます。

なお、内訳につきましては、充当財源となる歳出にて改めて詳細をご説明させていただきますので、8ページ以降をお願いいたします。

歳出、2款保険給付費1項1目居宅介護サービス給付費は、実施事業に関連し、59万2,000円を保険料軽減繰入金により財源組み替えするものでございます。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金は、今年度の実績見込みにより1,699万9,000円を基金積立金に追加補正するものでございます。

5款地域支援事業費3項2目任意事業費の扶助費、介護用品支給費25万6,000円は、被保険者のおむつ等介護用品支給費の実績が増えており、予算不足が懸念されることから追加補正するものでございます。

次に、6款1項3目償還金22節の国庫支出金等過年度分返還金3万4,000円は、令和2年度事業の再確定による精算にてその過年度分を県に対し返還が生じることから追加補正するものでございます。これにつきましては、介護保険給付費の令和2年度事業再確定による精算にかかる返還金という形になります。

8款2項1目予備費53万8,000円は、歳入歳出総額調整のための追加補正でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第19号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第20号、令和4年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） 議案第20号についてご説明いたします。

議案第20号、令和4年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度八峰町の沢目財産区特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,294万7,000円とする。

歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月2日提出

沢目財産区管理者

八峰町長 堀内満也

内容につきましては、事項別明細書でご説明をさせていただきます。

6ページ・7ページをお開きください。

1款1項1目財産貸付収入1節土地貸付収入に関しましては、年度中の短期貸付の増加により259万9,000円の追加補正でございます。2項1目物件売払収入の1節立木売払収入につきましては、森林整備センターに委託しております立木の売払いが来年度に延期になりましたことから、当該分予定額の313万9,000円を減額するものでございます。

8・9ページをご覧ください。

1款1項2目財産管理費の18節負担金補助及び交付金は、先ほど歳入でご説明申し上げました土地貸付収入及び立木売払収入の増減の見合いの交付金をそれぞれ増減になるもので、合わせて45万3,000円の減額でございます。

2款予備費につきましては、歳入歳出調整のため、予備費において8万7,000円の減額補正となります。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第20号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。3時10分から再開いたします。

午後 3時05分 休憩

.....
午後 3時10分 再開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第26、議案第21号、令和4年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 議案第21号についてご説明いたします。

議案第21号、令和4年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第4号）。

令和4年度八峰町の町営診療所特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,751万9,000円とする。

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀内 満也

詳細につきましては、事項別明細書3・4ページをご覧ください。

歳入、1款診療収入1項1目医科診療報酬収入280万円は、医科診療報酬の収入実績に伴う追加補正でございます。主な要因としましては、総合病院などからの紹介患者、イメージとしては、いわゆる症状が安定していらっしゃる新規の患者様の増加による見込みでございます。同じく2項1目医科諸検査等収入1,217万円は、予防接種、特定健診及び風しん対策事業の収入実績に伴う追加補正でございます。こちらにつきましては、新型コロナワクチンの平日と土曜日・休日の接種ですとか、特定健診受診者の増加並びに風しん抗体検査や同予防接種など、それぞれの実績増加によるものでございます。

3款1項1目繰入金1,954万7,000円は、診療所事業収入実績見込みに伴う一般会計繰入金の減額補正でございます。

6款県支出金1項1目新型コロナウイルスワクチン個別接種支援事業費補助金457万7,000円は、新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事業並びに同ワクチン接種医療従事者派遣事業の事業を行った実績に伴う追加補正でございます。

説明は以上です。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第21号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第22号、令和4年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第5号）を議

題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第22号についてご説明いたします。

令和4年度八峰町営簡易水道事業会計補正予算（第5号）。

第1条、令和4年度八峰町簡易水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。第1款水道事業収益、第1項営業収益を365万8,000円減額し、第2項営業外収益を365万8,000円追加補正するものです。

この内容は、町内の2つの温泉施設について、コロナ禍における経営難に伴い、令和4年4月から8月までの5カ月間、水道料金の減免措置を行ったことによる減収分を一般会計から補助金として補正するものでございます。

支出はありません。

他会計からの補助金の補正。

第3条、予算第10条中「1億452万1,000円」を「1億817万9,000円」に改める。

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀内満也

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第22号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。
これより議案第22号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第23号、令和4年度八峰町下水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第23号をご説明いたします。

議案第23号、令和4年度八峰町下水道事業会計補正予算（第4号）。

第1条、令和4年度八峰町下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款特定環境保全公共下水道事業収益、第1項営業収益を24万5,000円減額し、第2項営業外収益を24万5,000円追加するものであります。

この内容は、町内の温泉利用施設1件に対して、コロナ禍における経営難に伴い、令和4年4月から8月までの5カ月間、下水道料金の減免措置を行った減収分を一般会計から補助金として追加補正するものであります。

支出はございません。

次のページをお願いいたします。

議会の議決を経なければ流用できない経費の補正。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（1）職員給与費を3万1,000円追加します。

他会計からの補助金の補正。

第4条、予算第9条中「2億4,799万6,000円」を「2億4,824万1,000円」に改める。

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀内満也

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第23号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第29、発議第2号、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。佐々木議会事務局長。

○議会事務局長(佐々木高君)

発議第2号

令和5年3月2日

八峰町議会議長 皆川鉄也様

提出者	八峰町議会議員	水木壽保
賛成者	同上	見上政子
〃	〃	奈良聡子
〃	〃	芦崎達美
〃	〃	須藤正人

予算特別委員会の設置について

標記委員会の設置について、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由です。令和5年度八峰町一般会計及び各特別会計予算、各公営企業会計予算、特別会計への繰入を集中的に審査するためであります。

予算特別委員会の設置について。

予算特別委員会を次のとおり設置するものとする。

1、名称 予算特別委員会

2、設置の根拠 地方自治法第109条及び八峰町議会委員会条例第5条の規定により
ます。

3、目的 次の議案について審査することを目的とする。

議案第24号 令和5年度八峰町一般会計予算

議案第25号 令和5年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算

議案第26号 令和5年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算

- 議案第27号 令和5年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算
議案第28号 令和5年度八峰町沢目財産区特別会計予算
議案第29号 令和5年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算
議案第30号 令和5年度八峰町営診療所特別会計予算
議案第31号 令和5年度八峰町簡易水道事業会計予算
議案第32号 令和5年度八峰町下水道事業会計予算
議案第33号 八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入について

4、設置の期間 令和5年3月2日から令和5年3月17日まで

5、委員の定数 11名

6、予算審査に関する特別委員会分科会所管事項は別紙のとおりとし、総務民生分科会の所管事項として、1、令和5年度八峰町一般会計予算のうち、総務課、企画財政課、税務会計課、福祉保健課、町営診療所、議会事務局、選挙管理委員会及び監査委員の所管に関する事項並びに他の分科会の所管に属さない事項。2、次の令和5年度八峰町特別会計予算に関する事項として、①沢目財産区特別会計予算、②国民健康保険事業勘定特別会計予算、③介護保険事業勘定特別会計予算、④後期高齢者医療特別会計予算、⑤町営診療所特別会計予算。教育産業建設分科会の所管事項として、1、令和5年度八峰町一般会計予算のうち、農業委員会、建設課、産業振興課、農林振興課及び教育委員会の所管に関する事項。2、次の令和5年度八峰町特別会計予算に関する事項として、①合併処理浄化槽事業特別会計予算。3、次の令和5年度八峰町公営企業会計予算に関する事項として、①簡易水道事業会計予算、②下水道事業会計予算。4、特別会計への繰入に関する事項として、①八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入について。

以上となります。

○議長（皆川鉄也君） ただいま朗読のとおり、予算特別委員会を設置することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会は設置されることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、八峰町議会委員会条例第5条第4項の規定により議長より指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認め、当席から指名いたします。

1番笠原吉範君、2番伊藤一八君、3番奈良聡子さん、4番芦崎達美君、5番水木壽保君、6番菊地 薫君、7番腰山良悦君、8番見上政子さん、9番須藤正人君、10番門脇直樹君、11番山本優人君、以上11名を指名します。

委員長・副委員長選任のため、暫時の間休憩します。ご協議いただきたいと思います。休憩いたします。

午後 3時26分 休 憩

午後 3時27分 再 開

○議長(皆川鉄也君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第30、予算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。

ただいま互選の結果について本席に通知がありましたので、ご報告します。

予算特別委員長には6番菊地 薫君、副委員長には3番奈良聡さんが互選されました。

日程第31、議案第24号、令和5年度八峰町一般会計予算を議題とします。

ただいま議題となっています議案第24号については、予算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第24号、令和5年度八峰町一般会計予算は、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

日程第32、議案第25号、令和5年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算、日程第33、議案第26号、令和5年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算、日程第34、議案第27号、令和5年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算、日程第35、議案第28号、令和5年度八峰町沢目財産区特別会計予算、日程第36、議案第29号、令和5年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算、日程第37、議案第30号、令和5年度八峰町営診療所特別会計予算、日程第38、議案第31号、令和5年度八峰町簡易水道事業会計予算、日程第39、議案第32号、令和5年度八峰町下水道事業会計予算については、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

お諮りします。本議案は一括して予算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第25号から議案第32号は、一括して予算特別委員会に付託することに決定しました。

日程第40、議案第33号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入についてを議題とします。

ただいま議題となっています議案第33号については、予算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第33号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入については、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

日程第41、議案第34号、八峰町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内町長。

○町長(堀内満也君) 議案第34号、八峰町教育委員会委員の任命についてであります。

八峰町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 八峰町峰浜水沢字三ツ森カッチキ台13番地5

氏 名 田 村 朋 子

職 業 歯科医療事務

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由は、現委員の山本朋子氏が5月16日で任期満了となることから、新たに八峰町教育委員会委員に田村氏を任命したく、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長(皆川鉄也君) これより議案第34号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

この採決は無記名投票で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、本案は無記名投票で行うことに決定しました。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(皆川鉄也君) ただいまの出席議員数は12名です。

次に、立会人を指名します。

立会人は、八峰町議会会議規則第32条第2項の規定により、11番山本優人君、1番笠原吉範君、2番伊藤一八君の3名を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(皆川鉄也君) 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(皆川鉄也君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(皆川鉄也君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

先ほど立会人に指名した3名の方は、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長（皆川鉄也君） 投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち賛成11票。賛成多数であります。したがって、議案第34号は原案のとおり同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（皆川鉄也君） 日程第42、議案第35号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議案第35号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてであります。

八峰町沢目財産区管理委員に次の者を選任したいので、八峰町沢目財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求める。

住 所 八峰町峰浜水沢字大久保岱1番地

氏 名 田 村 利 満

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由につきましては、現委員の田村利満氏が令和5年5月22日で任期を迎えるため、関係地区に推薦を求めたところ引き続き田村利満氏の推薦があったことから、八峰町沢目財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第30号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

お諮りします。採決の方法については、八峰町議会会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第43、議案第36号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内町長。

○町長(堀内満也君) 議案第36号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてであります。

八峰町沢目財産区管理委員に次の者を選任したいので、八峰町沢目財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求める。

住 所 八峰町峰浜田名瀉字杉沢35番地1

氏 名 鈴木正志

令和5年3月2日提出

八峰町長 堀内満也

提案の理由につきましては、現委員の芹田正嗣氏が令和5年3月31日で辞任することから、関係地区に推薦を求めたところ鈴木正志氏の推薦があり、管理委員として選任いたしたく、八峰町沢目財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長(皆川鉄也君) これより議案第36号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

お諮りします。採決の方法については、八峰町議会会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第44、陳情第1号「最低賃金の改善を求める意見書」の採択を求める陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は委員会への付託を省略することに決定しました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。11番山本優人君。

○11番(山本優人君) この陳情に対して反対を申し上げます。

この陳情は今まで何度となく来ているわけですが、相変わらず内容については同じ文面であります。今まで反対をしてくれておりますし、なおかつ、これはですね国も県も、労働者、雇用側、双方テーブルの上で話し合いながら妥結した最低賃金でありましてですね、それをさらに上回るような賃上げを要望するというのは、地方にとっても都会並みの賃金を要求するというのは納得いかないというふうに私は思います。都会と同じ賃金になればですね、都会から地方の方へ、何だ、誘致を、誘致というか移動する企業がなくなるわけで、同じ給料であれば別に地方に来る必要もないわけです。そういうふうなことからですね、やはり都会から地方に来る理由っていうのは、少しぐらい給料が安くても生活できるという、まあ安心感というか、そういうふうなものがあってですね来るんだろうと思うわけです。

そういうことからですね、過度にこの最低賃金を上げれというふうな要求には反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 賛成の立場から討論します。

陳情書にあるとおり、長引くコロナ禍に加え、ロシアのウクライナ侵攻によるエネルギー価格の高騰、物価高で中小・零細企業、非正規雇用者やフリーランス等、低所得で不安定な働き方をしている人々に大きなしわ寄せが来ており、生活は困窮を極めております。これ以上可処分所得が減ることは、生存そのものが脅かされることとなります。また、最低賃金に地域間格差があることも地方の人口減少の大きな要因であると考えます。

今年の春闘は政労使こぞって賃上げを訴え、トヨタ、ホンダは賃上げやボーナスの要求に満額回答しており、業界全体や他の産業への波及が期待されております。このような動きは今までになかったものであります。陳情提出者は、この陳情と併せて、中小企業、零細企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書も提出しており、極めて妥当で合理的な陳情であると考えます。

以上のことから、この陳情に賛成します。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 私は、今の現状、八峰町の現状について考えてみる場合に、この陳情は賛成するという立場から発言します。

ある大工さんが言ってました。うちの息子、八峰町の町内に勤めてるんだけど、勤めたんだけど、とてもじゃないが家族を養えない。養えないので能代に行くことになったっていうことを言ってました。とてもじゃないが、やはり女性だったら最低賃金で働いてる場合でも何とか生活は維持していけるでしょうけれども、町内でさえもやはり家族を養える賃金ではない。最低賃金では暮らしていけないということです。それと、最低賃金をこのまま続けていく場合にですね、ある、今80前後の人は、高校卒業してずっと最低賃金で働いてきて、で、最後に縫製工場でも最低賃金で働いてきて、そして今もらってる年金が8万弱です。とてもじゃないが、この最低賃金だけでは生活できなかったってことをやはり証明してると思います。

この八峰町の場合も含めてやはり最低賃金を上げていかなければ、もうここから出ていく若者が増える。都会だけではなくて、秋田とか能代の方に、もう、から行ってしま

えば、この地から離れると同様です。人口は減ります。交付税が減ります。そういうことを抑えるためにも、この中にも書かれてるように、中小企業の中小・零細企業にこの最低賃金を引き上げるために、国で十分なその保障してほしいということも一緒に陳情を出してますので、八峰町を活性化させるためにも最低賃金は上げるべきであるということ陳情賛成します。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、討論を終わります。

これより陳情第1号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第1号、「最低賃金の改善を求める意見書」の採択を求める陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立少数であります。したがって、陳情第1号は不採択とすることに決定しました。

日程第45、陳情第2号、最低賃金の改善にあたり、「中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は委員会への付託を省略することに決定しました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより陳情第2号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第2号、最低賃金の改善にあたり、「中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立少数です。したがって、陳情第2号は不採択とすることに決

定しました。

日程第46、陳情第3号、消費者被害を防止、救済するための特定商取引法の抜本的法改正を求める陳情書についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により教育産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第3号は教育産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、14日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会いたします。ご苦労様です。

午後 3時53分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆川鉄也

同署名議員 8番 見上政子

同署名議員 9番 須藤正人

同署名議員 10番 門脇直樹

